

令和4年度  
自己点検評価書

令和5(2023)年6月  
大阪青山大学

## 目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	66
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準により自己評価	85
基準 A. 地域連携・地域貢献	85

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人大阪青山学園は昭和 42(1967)年 1 月に設置認可を受け、同年 4 月に高等教育機関として大阪青山女子短期大学を開設した。創始者の塩川利員初代理事長の主唱により制定された学園の建学の精神は、「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」である。また、学園の教育理念として「高い知性と学識、品位ある振る舞い、豊かな情操を兼ね備えた人材として社会に送り出す」ことを掲げている。

この建学の精神、教育理念には、塩川利員の 20 年に亘る青少年教育への熱い思いが込められている。戦後間もなく戦地から帰国してきた塩川は、混沌とした社会にあつて「再生日本を興す原動力は人づくりが根本」との信念から、昭和 21(1946)年独力で財団法人箕面学園（後、昭和 26(1951)年に現在の学校法人箕面学園に組織移行）を創立し、高等女学校として子女の中等教育に着手した。その後昭和 28(1953)年には、幼稚園教員養成所を設置して、教育を通じてわが国復興の先駆者たるべく心血を注いだのであった。

このように戦後間もなくからの 20 年間、幼児教育・中等教育に傾注する中で塩川利員は、経済の高度成長や急速な伸展に伴って、「もの」を重視する価値観が瀰漫し、「心の教育」が等閑視される傾向を目の当たりにすることになる。そして、婦女子の高等教育が今後のわが国の発展に不可欠との強い思いが、昭和 42(1967)年学校法人大阪青山学園の設立、大阪青山女子短期大学の開設へと塩川利員を駆り立てることになったのであった。今こそ「情操豊かな教育を施し豊かな教養と高い品性及び良識を有し、進んで明日の社会に貢献する青年を育成する」ことに一意専心することが緊要である、との確信に基づいた行動であった。

冒頭に掲げた本学園の建学の精神、教育理念の背景には、塩川利員のこのような熱き思いがあることを忘れることはできない。その後、大阪青山短期大学と校名変更し、幼児教育科および栄養士課程での人材養成を軸に、国文科や英文科を設置するなどこれまでに 20,000 人を超える卒業生を社会に送り出している。塩川利員は平成 19(2007)年 3 月に他界するまで、本学園の理事長・学園長を務めた。

こうした変遷を経て、平成 17(2005)年に大阪青山大学は開設された。塩川利員の陣頭指揮のもと、上述の短期大学生生活科学科食物栄養専攻（栄養士養成課程）を発展的に廃止し、健康科学部健康栄養学科の一学部一学科体制で、塩川和子学長（現顧問）を中心に管理栄養士養成課程を開始することになったのである。その開設に当たっては、自然な流れとして冒頭に掲げた建学の精神および教育理念が踏襲された。「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」という精神は、4 年間の学部教育を遂行する上でも十分に価値ある基本理念たり得るとの判断があったからである。そして平成 20(2008)年には、本学健康科学部設置の時から構想であった健康こども学科が併設されることになり、健康科学部を 2 学科構成とした。

健康こども学科はその中核に「健康こども学」（子どもの健やかな発達成長に関する学際的研究）を置きつつ、保育者養成更に開設 3 年目からは小学校教諭課程を開設し、保

育・教育者養成を中心として学科の教育を展開してきた。その人材養成の側面をより大きく社会に向けて発信したいとの考えから平成 25(2013)年度より学科名を「子ども教育学科」とした(名称変更)。

更に、健康科学の観点から時代のニーズに一層応えることが本学園の使命と考え、あえて健康科学部の中に看護師の養成課程を新設することを構想し、平成 27(2015)年 4 月、健康科学部看護学科を開設し、平成 31(2019)年 3 月には第一期生を送り出すに至った。

また、健康科学部子ども教育学科について、保育・幼児教育と小学校教育の連携がより求められている時代の流れに対応するため、令和 4(2022)年 4 月、子ども教育学部子ども教育学科に改組した。

この間、従前からの建学の精神と教育理念の表現には一部の文言に重複があり、広く学内外に周知するにはやや煩雑であるとの声が上がリ、平成 21(2009)年から大学自己点検評価委員会を中心に、教授会および理事会で検討を重ねた結果、これら二つを合体一本化して、平成 23(2011)年度から建学の精神として「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という新たな表現を用いることとなった。この建学の精神の表現は、従前の建学の精神と教育理念を融合合体したもので、その意図するところは両者同じものであり、令和 4(2022)年度の今日まで本学の基本的な存立の理念として学内外に提示し続けているものである。

## 2. 使命・目的

「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神と、大学設置時の基本理念を踏まえて、平成 23(2011)年度から本学の使命を「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する。」とした。またこの使命を受け、本学の目的を「高い志をもって努力する専門的職業人を育成することを目的とする。」と定めた。しかしながら、4 年間の教育課程を通じた専門的職業人の養成には教養教育という「横軸」も大いに重要である。むしろ、大学として大きな目的を掲げるとすれば、学術の面における探究活動を通じて得た知見を広く社会に還元することを一方に据え、教養教育を中心とする全人教育を施すことであるべきだ、と考えるに至った。

それを明確に表現するという形に改めて構築したのが現在の本学の「目的」である。それはすなわち「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」(学則第 1 条)である。

ここには、本学が目指す 21 世紀型全人教育・市民教育の一つの軸として「わが国の伝統文化への理解」を置くことも表現している。グローバル化がますます進む昨今の時代状況下にこそ自国の歴史・文化をよりよく理解、尊重し、また自身の価値観の源泉をそこに見出すことに大きな意義があると考えからである。本学は平成 11(1999)年 4 月に大阪青山歴史文学博物館を北摂キャンパスに開館し、本学の使命とする「グローバル化する現

代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨く」全人教育に資するとともに地域社会に対する日本文化の啓発普及活動にも取り組んできており、この姿勢は本学の教育推進のなかで開学以来一貫して保ち続けている要素だといえる。

また、「教育目標」については、本学におけるすべての教育活動及び学術研究活動は、使命・目的を達成するために遂行するものとし、次のような人材を育成することを教育目標と定めている。「自分の進路に自信と誇りをもって臨む人・優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人・日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人・倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人・グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人」というわかりやすい目標像を掲げ、学生に教育理念の浸透を図っている。

以上の「大学の目的」および「教育目標」のもとに、学部及び学科の目的を次のとおり定めている。(大阪青山大学学則第6条2項)。

### 健康科学部

心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の維持・増進と疾病の予防・快復に貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

#### ○健康栄養学科

- (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

#### ○看護学科

- (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

### 子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

#### ○子ども教育学科

- (1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。
- (2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

この2学部3学科それぞれの条文は、学術研究上の目的と人材養成上の目的が一項ずつ明解に表現されたものである。

### 3. 大学の個性・特色

#### ○専門的職業人養成上の特色

本学は、「健康科学」という名称を冠した学部の中に、健康栄養学科と子ども教育学科、ならびに看護学科を設置している小規模大学であるが、その人材養成の目指すところは前項に述べたように「専門的職業人を育成する」ことである。すなわち、健康栄養学科は管理栄養士養成施設としての指定を受けて、管理栄養士という専門的職業人の養成を目的としている。また、子ども教育学科は、子どもの心と身体の健康とその成長に寄与できる保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の専門的職業人を養成することをその目的としている。また、看護学科は「疾病の予防や疾病からの回復に貢献する分野を包含すること」による健康科学という学際的学問の深化拡充を企図しつつ看護職という専門的職業人を養成する学科である。

#### ○栄養士・管理栄養士養成上の特色

まず入学前の教育（補習・準備教育）を充実させている。12月時点で入学が確定している学生に対して、その時期にガイダンスを実施し、管理栄養士を目指すための動機付けを行うとともに、同資格の取得に不可欠となる基礎教科の能力アップを図るため、通信教育方式による化学・生物及び数的処理(初歩的な数学)の課題学修を実施している。また、入学後1年次の1年間を通じて、化学と有機化学の授業を実施している。

1年次後期には、導入期の動機づけ教育・キャリア教育の一環として、社会のさまざまな分野で活躍している複数の管理栄養士の方々を招いて、業務の現状や学生時代に学んでおくべきことなどについて講義してもらうオムニバス形式の「管理栄養士入門」という授業を開講している。

外部との連携ではJリーグ「ガンバ大阪」と協定をむすび、ジュニアユース選手およびその保護者への栄養指導やJ1選手の意見を取入れた「ガンバ応援弁当」や栄養バランスに配慮したスープ等の開発販売、骨密度測定など（年2回、ホームゲーム開催時に実施）を学生の学びの一環として実施し、PBL（問題解決型学習）の実践として大きな成果をあげている。

その他にも、4年間を通じて調理学実習の授業を充実させ、実際に大量調理から販売、サービスまでを学内のレストランで実践するレストランシミュレーションを実習として行っていることは特徴の一つだといえる。学生には調理技術のみならず、仕入れ検品からサービス・片づけまでの一連の流れを学ぶことにより、現場実践力が身につくよう指導を行っている。

#### ○看護師養成上の特色

学部段階での看護教育は看護生涯学習の出発点ととらえ、卒業後の実務を通して成長していける資質能力、あるいは継続的な教育や研修をうける中で学び続ける力をもった看護専門職を養成するため、看護基礎教育を重視したカリキュラムを構築している。

また、教養教育の面では本物の美術・芸術・芸能に触れる文化的体験を通じて人間性を豊かにする科目として「上方まなび学」「伝統文化の世界」を配し、こちらも北摂キャン

パスの大阪青山歴史文学博物館の見学はもちろんのこと、国立文楽劇場(文楽)や京都中座(歌舞伎)など実地へ赴いて体験する内容を盛り込み、地の利を生かした日本の伝統文化に関する本物の教養教育が展開できる形としている。

更には、同一学部である健康栄養学科、また子ども教育学部子ども教育学科との関係を活かし、栄養・調理の専門的知見を看護教育に生かすこと、附属幼稚園を学びの場とした小児看護学の実習を行うことなど、3学科相互の連携を生かした学びのカリキュラムが工夫されている。

#### ○保育者・教育者養成上の特色

初年次教育として、授業科目「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「子どもの健康と生活」「健康子ども学基礎ゼミナール」を開講し、保育者・教育者を目指して4年間の学びを推し進めていくための意識と基礎的な知識を高めるようそれぞれの科目構成となっている。これらはいずれも子ども教育学科の専任教員が複数体制で担当しているもので、導入教育、自己理解、キャリア形成ないしは将来の専門教育の履修に向けての意識付けといった意味合いをもつ授業科目である。このうち、「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「健康子ども学基礎ゼミナール」には、授業を補助し、初年次学生の相談・指導に当たる形で2年次以上の学生を参画させている。これらは「ピアリーダー制度」という名称で組織化されており、参画する学生は指導者育成のための研修を受けて授業に臨んでいる。

また、保育者・教育者養成のために重要な外部での実習は2年次終了時から本格的に始まるが、その前にまず2年次後期の実習(観察中心の実習・5日間)を同一法人内の「大阪青山大学附属青山幼稚園」及び本学と関連のある学校法人「清和多田学園平野幼稚園」で行い、段階的に保育・教育現場での実践力を高めていく教育課程となっている。

#### ○その他の特色

学生支援面では、既設の学習支援室を拡張し機能を充実・発展させ、令和2(2020)年度よりリテラシーサポートセンターとして授業内容の理解に問題を抱えている学生や、アカデミックスキルの向上に取り組む学生への支援に当たっていることがあげられる。ここでも、2年次から4年次の学生をSA(Student Assistant)として活用し、上級生が下級生に対して親身になって対応するシステムが作られている(詳細については後述する)。

入学前教育については、各学科それぞれの取組みがなされており、業者提供による通信添削型の学修のほか、子ども教育学科では専任教員によるピアノ技能の個別指導も取入れている。入学予定の高校生に対して大学入学後の学修への構え、意識付けを強化することに寄与している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和42(1967)年	1月	大阪青山女子短期大学 家政科(入学定員100人)および幼児教育科(入学定員100人)の設置認可
	4月	大阪青山女子短期大学開学
昭和43(1968)年	4月	家政科を家政専攻(入学定員50人)と食物栄養専攻(入学定員50人)に分離
昭和48(1973)年	4月	大阪青山短期大学に校名変更
昭和56(1981)年	4月	大阪青山短期大学国文科(入学定員50人)の設置認可。幼児教育科の入学定員を150人に変更
昭和60(1985)年	4月	大阪青山短期大学英米語科(入学定員150人)の設置認可
平成元(1989)年	4月	大阪青山短期大学家政科は生活科学科、家政専攻は生活科学専攻に名称変更
平成11(2000)年	4月	大阪青山歴史文学博物館開館
平成12(2000)年	4月	大阪青山短期大学生活科学科食物栄養専攻の入学定員を130人に変更 生活科学科生活科学専攻は生活造形専攻、国文科は日本語・日本文学科、英米語科は英語コミュニケーション学科に名称変更
平成14(2002)年	4月	大阪青山短期大学幼児教育科は幼児教育・保育科に名称変更 幼児教育コース(入学定員100人)、保育コース(入学定員50人)の2コースにする
平成16(2004)年	4月	大阪青山短期大学日本語・日本文学科、英語コミュニケーション学科を統合 ことばと文化学科設置
	11月	大阪青山大学健康科学部健康栄養学科(入学定員80人)の設置認可
平成17(2005)年	4月	大阪青山短期大学生活科学科生活造形専攻、同食物栄養専攻栄養コース募集停止 大阪青山大学 開学(健康科学部 健康栄養学科)
平成18(2006)年	3月	健康科学部健康栄養学科が教職課程(栄養教諭一種)の認定を受ける
平成20(2008)年	4月	大阪青山大学健康科学部健康こども学科(入学定員80人)設置
平成21(2009)年	3月	大阪青山短期大学幼児教育・保育科保育コースを廃止
	4月	大阪青山短期大学ことばと文化学科学生募集停止



## 大阪青山大学

		大阪青山短期大学生生活科学科は調理製菓学科に、調理師コースは調理コースに名称変更
平成22(2010)年	1月	健康科学部健康こども学科が教職課程（小学校教諭一種）の認定を受ける
平成25(2013)年	4月	大阪青山大学健康科学部健康こども学科を健康科学部子ども教育学科に名称変更
平成26(2014)年	4月	大阪青山短期大学を大阪青山大学短期大学部に名称変更
平成27(2015)年	4月	大阪青山大学健康科学部看護学科を開設 大阪青山大学短期大学部幼児教育・保育科募集停止
平成31(2019)年	4月	大阪青山大学短期大学部調理製菓学科募集停止
令和 4(2022)年	1月	大阪青山大学短期大学部廃止
令和 4(2022)年	4月	健康科学部子ども教育学科を子ども教育学部子ども教育学科に改組

## 2. 本学の現況

- i) 大学名            大阪青山大学
- ii) 所在地           箕面キャンパス 大阪府箕面市新稲 2-11-1  
北摂キャンパス 兵庫県川西市長尾町 9-8
- iii) 学部の構成    健康科学部（健康栄養学科 看護学科）、子ども教育学部（子ども教育学科）
- iv) 学生数、教員数、職員数

学生数（令和4（2022）年5月1日現在）

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
健康科学部	健康栄養学科	80		320	59	50	77	78	264
	子ども教育学科	-	10	260	1	56	76	72	205
	看護学科	80		320	82	96	82	71	331
子ども教育学部	子ども教育学科	80	-	80	46				46
合 計		240	10	980	188	202	235	221	846

大阪青山大学

教員数（令和4(2022)年5月1日現在）

学部名	学科名	学長	教授	准教授	講師	助教	助手	特任教授	特任准教授	特任講師	合計
		1									1
健康科学部	健康栄養学科		6	5	3	2	0	1	0	1	18
	看護学科		8	6	8	7	6	1	0	0	36
子ども教育 学部	子ども教育 学科		5	8	2	0	0	2	0		17
共通教育部			3	0	0	1	0	0	0	1	5
合計		1	22	19	13	10	6	4	0	2	77

職員数（令和4(2022)年5月1日現在）

正規職員	非常勤職員	パート職員	派遣・業務委託職員	出向職員
40	13	6	6	2

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

#### (2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」である。【資料 1-1-1】昭和 42(1967)年の大阪青山学園創設時に、まず大阪青山女子短期大学（および青山幼稚園）を設置し、高度成長期の国民の高等教育に対するニーズの高まりに応えるべく、主に女子を対象とした2か年の短期高等教育を通じて幅広い分野で実務的な能力を生かして社会に貢献できる人材を養成してきた。

その後、平成 17(2005)年に大阪青山短期大学の生活科学科食物栄養専攻の栄養士養成課程を改組転換する形で、大阪青山大学健康科学部健康栄養学科（管理栄養士養成課程）を開学した。開設に当たっては、冒頭に掲げた建学の精神および教育理念を踏まえた上で、「このような歴史と実績を有する過去の教育研究の成果を踏まえて、進行しつつある少子高齢化社会に、人々の健康を維持増進させることにより活力を与え、もってわが国の社会経済の発展に大きく貢献することを目的として大学を設置するものである。そのために、健康科学部に置かれる健康栄養学科では傷病者及び半健康人等の栄養改善をはじめ、その他の国民の健康増進に資する一層高度の特色ある教育研究を行う。」ことを設置の主旨としたのは、一層複雑化・深刻化する国民の健康上の諸問題に、管理栄養士として対峙する人材を輩出することこそ本学が担うべき使命の一つであると自覚したからである。

この使命は、大学の開学4年目に創設した「健康こども学科」（平成 25（2013）年に「子ども教育学科」へ名称変更）でも体现されている。更に、この学科は、近年の複雑・多様化された子ども・家庭に関する諸問題に対応すべく、これからの教育の現場において、「教育と福祉の連携」に関する高度な専門的知識を有する総合的実践力のある人材育成を行うことを目的とし、令和 4（2022）年度より「子ども教育学科」を「健康科学部」から「子ども教育学部」へと改組した。

ここにおいても、その専門性をより深め、特に「教育」や「子どもの福祉」の分野についての見識をより究めるための科目を配したカリキュラムが組まれている。

更に、健康科学の観点から時代のニーズに一層応えることが本法人の使命と考え、あえて健康科学部の中に看護師の養成課程を新設することを構想し、平成 27(2015)年 4 月、健康科学部看護学科を開設した。看護学科においては、病院等の看護の現場で必要となる看護技術を十分に身につけた看護師を養成することが使命の中心にある。

本学は大学全体としてその目的を「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」（学則第 1 条）としているが、上記のように学部、各学科ではそれぞれ具体的な方向性を明確とする設置の趣旨を持ち、管理栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、看護師、保健師の養成にあたっては時代・社会の変化に対応した人材を輩出すべく「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」という大阪青山大学の使命を踏まえた教育を推進している。

本学設置の趣旨と使命をもとに、示した学部・各学科の目的を再掲する。

なお、各学科の研究および社会貢献に関する目的は (1)、教育の目的は (2) となる (大阪青山大学学則第 6 条第 2 項)。

#### 健康科学部

心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の維持・増進と疾病の予防・快復に貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

##### ○健康栄養学科

- (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

##### ○看護学科

- (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

#### 子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

##### ○子ども教育学科

- (1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。
- (2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

教育目的については、以下のとおり人材育成の具体像を「教育目標」として、学生便覧、ホームページ等に記載している。

#### 「教育目標」

本学における全ての教育活動および学術研究活動は、上に掲げた使命と目的を達成するために、遂行するものです。この使命と目的を達成するために、大阪青山大学は次のような人を育成することを教育目標として掲げています。

- ・自分の進路に自信と誇りをもって臨む人
- ・優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人

- ・日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人
- ・倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人
- ・グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人

### 1-1-② 簡潔な文章化

以上のとおり、使命・目的及び教育目的については、建学の精神「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」を踏まえ、学則等において平易な文言によって簡潔に文章化がなされており、ホームページ、学生便覧等によって内外に示されている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

### 1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-①に示したように、本学においてはそれぞれの分野における「専門的職業人の養成」を目的として明示しており、それぞれ「管理栄養士養成施設」「保育士養成施設」「教育職員養成課程（幼稚園・小学校・栄養教諭）」「看護師・保健師養成施設」として指定養成施設の認可を受けている。また、学校教育法第 83 条にある「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に照らしても、管理栄養士、幼稚園および小学校教諭、栄養教諭、保育士、看護師、保健師それぞれの養成課程には学外の施設や学校における実習が課程の必修科目として組込まれており、同条の趣旨をそのまま生かしながら、専門職人材の養成という特色を鮮明に打ち出しているといえる。

### 1-1-④ 変化への対応

本学は健康科学という総合的学際的な教育研究領域に、まずは「食」の面から現代人の健康を支える管理栄養士の養成課程を設けた。これは複雑化する現代の人々の健康に寄与する人材を輩出することを企図したものである。続いて、人々の健康の増進を「子ども」の育ちの段階から支える人材の養成に踏み出した。昨今の保育士や教員不足の状況を鑑みるに、時宜を得たアクションであったといえる。そして平成 27(2015)年から新たに看護師養成の課程を健康科学部の一学科として開設した。更に、令和 4(2022)年度においては、健康科学部の中にあつた「子ども教育学科」を「子ども教育学部 子ども教育学科」として独立させ、近年の複雑・多様化された子ども・家庭に関する「教育」と「福祉」に関する諸問題に対応できる、今まさに求められている人材養成へと舵をきりなおした。

これらの一連の施策は、現代社会における健康科学関連領域の広がりに対応し、健康科学や教育と福祉という基軸を堅持した大学の使命・目的にかなった時代変化への対応を果たしてきたといえる。

一方、更に変化のスピードを速める現代社会、とりわけ IoT、AI、Society5.0 といったデジタルトランスフォーメーション社会（DX 社会）、知識基盤社会のなかで求められ

る人材の養成を企図するにあたり、既存の枠組みをいたずらに墨守するのではなく、しなやかに対応していくことも必要だと考える。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的等の簡潔な文章化はできているものの、それが今日的な社会、特に地域社会の付託に十分応えうるものかどうかの検討は、絶えず続けていく必要がある。令和4(2022)年度に「地域連携・SDGs 推進センター」を設置したが、今後は、目まぐるしく変化する今日の社会状況において、特に地域が今後抱えていくであろう「先進的課題」に目を向けていく。【資料 1-1-3】

また、今日的な社会、特に地域社会の付託に本学の教育研究領域が十分応えうるものかどうかの検討は、さらなる時代の変化を見据えながら継続的に行っていく必要がある。今後も、学内の関係委員会と協働しつつ、恒常的な自己点検活動を通して教育研究と大学運営の充実を図っていくとともに、本学の使命・目的等を時代の変化を踏まえて適宜見直し、具体的かつ明確な内容でその周知を図ることを継続していく。

【資料 1-1-1】 2022(令和4)年度学生便覧

p3：建学の精神、使命・目的及び教育目標

【資料 1-1-2】 使命・目的及び教育目標（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL) <https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/spirit/>

【資料 1-1-3】 大阪青山大学 地域連携・SDGs 推進センター規程

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の見直しなど学則の変更については、建学の精神に則り、「教務委員会」や、学長が委員長を務める「大学運営推進会議」で丁寧な議論を行い、教

授会での審議を経て学長が承認したあとに、理事会等にも報告される仕組みとなっている。決定後も、役員及び全教職員には、使命・目的及び教育目的を様々な機会の中で、丁寧に説明し、全学的な理解と支持を得ている。

また、平成 28(2016)年度に使命・目的・教育目的を内外により浸透させるため、「輝く未来へ 繋がる教育」というタグライン（スローガン）を制定、大学の使命・目的及び教育目的をこの象徴的文言で表現することで学内外の理解と支持を得ることに繋がっている。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や学生便覧、公式ホームページ等に明示し、学内外への周知を図っている。公式ホームページ内では、トップページからすぐ次の階層に「建学の精神」を掲げ、その項目として「使命」「目的」ならびに人材育成の具体像を「教育目標」として掲載している。更に同階層に「3つのポリシー」も示している。これらは大学ポートレートによっても広く内外に周知することができる。更に、使命・目的・教育目的は学内各棟の目に付くところ（1階ロビー、ホール入口等）にその内容を掲載したボードを設置している。理事会および評議員会、学内の重要会議が開催される大会議室内にも、掲載ボードが設置されているため、会議出席者は毎回の会議において必ずこれを目にし、使命・目的及び教育目的に立ち返ることができるようになっている。

【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では令和 2(2020)年 8 月より第 3 次中期計画策定プロジェクトチームを発足させ、令和 3(2021)年 4 月～令和 8(2026)年 3 月までの 5 か年を期間とする第 3 次中期計画を策定した。同計画は令和 2(2020)年 11 月 27 日開催の評議員会において評議員に中間報告を行い、更に令和 3(2021)年 3 月 25 日の授会、翌 26 日の理事会において審議事項として付議の上、正式に承認されたものである。

本中期計画では、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2 層目にタグラインとしての「輝く未来へ 繋がる教育」、そして第 3 層・第 4 層に「第 3 次中期計画ビジョン」「第 3 次中期計画において目指す学園像」を示している。

中期計画ビジョンは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた新たなキャッチフレーズともいべき文言、すなわち「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」である。ここには本学の使命と目的が一体的・融合的に表現されている。これは、本学が開学以来一貫して取り組んできた専門性と人間性を兼ね備えた人材育成の基本姿勢なのである。その上に立って、第 3 次中期計画では、第 2 次中期計画を振り返り評価・反省をもとに新たな主要目標を掲げているが、これらも併せて本学の使命・目的・教育目的を反映しているといえる。【資料 1-2-3】

以上の経緯を踏まえて策定された第 3 次中期計画に連動し、単年度の事業計画である令和 4(2022)年度事業計画を策定している。各学科・部署では令和 4(2022)年度における取組

事項・目標を設定し、それらをアクションプランとして「見える化」するとともに、経営企画室が進捗状況を取まとめ、理事会等に定期的に報告している。こうした取組の結果、主要目標の中には既に目標に到達している項目も発生している。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部・各学科の3つのポリシーには、本学の使命・目的及び教育目的が明解に反映されている。具体的には、円滑な人間関係を築くことができるコミュニケーション力をもった人材、生涯にわたって専門的なスキルを磨き続けることのできる人材を養成し、このことが食の現場、保育・教育の現場、看護の現場で豊かな実践力を発揮する人材養成へと繋がっているのである。学部ごとの3ポリシーについては、令和4(2022)年度の子ども教育学科の学部化に伴い、学内の検討プロセスを経て、以下のとおり策定している。

##### 「健康科学部」

- ・高い志をもって努力する専門的職業人を育成するため、自立への志強く、向学心豊かで誠実に努力する人を求める。(アドミッション・ポリシー)
- ・専門的職業人となるに必要な基本的要件である本学の教育目標を達成しつつ、各々の分野にふさわしい知識・技能・態度と感性を養い、専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム(教育課程)を編成している。(カリキュラム・ポリシー)
- ・各学科の所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生は、卒業が認定され学位が授与される。(ディプロマ・ポリシー)

##### 「子ども教育学部」

- ・高い志をもって努力する専門的職業人を育成するため、自立への志強く、向学心豊かで誠実に努力する人を求める。(アドミッション・ポリシー)
- ・教育と福祉の接続・連携・協働に関する視点および子どもと向き合う態度と感性を養い、希望する職業に必要となる専門的知識や技能を習得するためのカリキュラム(教育課程)を編成している。(カリキュラム・ポリシー)
- ・所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生は、卒業が認定され学位が授与される。(ディプロマ・ポリシー)

各学科においても3つのポリシーを策定し、ホームページ、OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2022、令和4(2022)年度学生便覧、令和5(2023)年度学生募集要項において広く公表している。【資料1-2-1】【資料1-2-4】【資料1-2-5】【資料1-2-6】

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性



教育組織としての3学科は、使命・目的及び教育目的とそれぞれ整合性のある明確な構成となっている。各学科が持つ養成課程は以下のとおりである。

学科名称	人材養成（養成課程）	設置年度
健康栄養学科	管理栄養士養成課程	平成 17（2005）年
	栄養教諭養成課程	
子ども教育学科	保育士養成課程	平成 20（2008）年
	幼稚園教諭養成課程	
	小学校教諭養成課程	平成 22（2010）年
看護学科	看護師・保健師養成課程	平成 27（2015）年

関連組織・委員会として、管理栄養士養成課程には「国試対策委員会」があり、健康栄養学科の全学生に対して学修プログラムを提供している。また、保育・教育職を目指す学生には「保育・教職支援室」という組織（もと進路支援センター内の組織であったものを平成 29(2017)年度より教務部内に移管、更に平成 30(2018)年度に保育・教職支援室として独立）による実習指導や採用試験講座の開講などを中心とした進路サポート体制が整えられ、「教職課程運営委員会（栄養教諭課程も含む）」「教員養成等連絡協議会」「教育実習専門部会」更には、子ども教育学科独自の「実習委員会」等にて教育研究支援体制が整えられている。また、看護学科においても学科内に「国家試験対策委員会」を置き、看護師および保健師それぞれの4年間の国家試験対策プログラムを作成し、計画的かつ継続的に国家試験合格の支援をしている。

各学科組織に加えて「共通教育部」「情報教育センター」「高大連携室」更に「リテラシーサポートセンター」「学生相談室」や「地域連携・SDGs 推進センター」があるほか、附置機関として、図書館、メディアセンター、アリーナ（体育館）、博物館を設置している。いずれの組織も本学の建学の精神、使命、目的及び教育目的に基づいた組織構成であり、「学校法人大阪青山学園組織規程」に各組織と組織図を定め、さらに「大阪青山学園事務分掌規程」において所管事務を明確に定めており、教育組織と連携した取組がなされている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

3つの学科それぞれ、専門的職業人としての明確な人材像を掲げており、中期目標数値についても概ね達成している。しかしながら、その専門職を志しているすべての学生が取得資格関連の職種を選択しているわけではない。より多くの、あるいはすべての学生が自身の希望を叶えて社会に巣立つという理想を実現させるまで、大学は不断の努力を続けなくてはならない。そのために入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの一層の浸透

に努めること、教育課程の編成における科目履修の効果的順序配置と単位修得状況の把握を強化すること、卒業時の学修成果を定量的に評価する仕組みを構築していく。

とりわけ、学修成果を可視化するための「アセスメント・ポリシー」の作成・活用についての具体的な検討は、自己点検評価委員会での重点目標の一つとして令和4(2022)年度に検討を進め策定に至った。今後の活用について引き続き検討していく予定である。【資料1-2-9】

【資料1-2-1】3つの方針（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL) <https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/policy/>

【資料1-2-2】大学ポートレート（URL）

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529001000.html>

【資料1-2-3】学校法人大阪青山学園 第3次中期計画

【資料1-2-4】OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2022 p69-70.

【資料1-2-5】令和4(2022)年度学生便覧 p7-12.

【資料1-2-6】令和5(2023)年度学生募集要項

【資料1-2-7】学校法人大阪青山学園組織規程

【資料1-2-8】大阪青山学園事務分掌規程

【資料1-2-9】大阪青山大学 アセスメント・ポリシー

### 【基準1の自己評価】

本学は、昭和42(1967)年4月の短期大学開学以来、建学の精神に則って、使命・目的及び教育目的を、時代の変化や社会の要請に応じて明確に定めるとともに、大学を設置したり、学部や学科を見直すなどしてきた。大学の使命・目的及び教育目的は、具体的に明文化されており、明確、適切に3つのポリシーに反映され、これらはHPや広報資料等を通じて学内外に広く表明されている。そして、健康栄養学科では「管理栄養士・栄養士」、子ども教育学科では「幼稚園・小学校教諭」「保育士の養成」、看護学科では「看護師・保健士の養成」という明確な各学科の目標によって「専門的職業人の養成」という大学の使命を果たしている。

この使命・目的を果たし続けるための改善・向上方策については、令和3(2021)年3月に策定した「第3次中期計画」の中で下記のように明示している。

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

特に2.には使命・目的及び教育目的が反映されており、3.と4.を実現させていくための学内体制として、各学科組織に加えて「共通教育部」「情報教育センター」「高大連携室」「リテラシーサポートセンター」更に「地域連携・SDGs推進センター」「経営企画室」「広報室」などを整備している。以上のことから、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織、法人組織を計画的かつ整合性を保って設置できているといえる。

以上のことから、本学は、基準項目1について十分に満たしていると評価できる。

## **基準2. 学生**

### **2-1 学生の受入れ**

#### **2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

#### **2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

#### **2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

##### (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学は学園創設以来、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に沿った教育を推進してきた。こうした人材育成の方針にかない、本学の教育目的をよく理解している入学者の受入れを行うため、まずは大学（学部）全体のアドミッション・ポリシーを明確に定めている。そしてこれをもとに学科ごとのアドミッション・ポリシーを明確に示している。【資料2-1-1】

アドミッション・ポリシーの策定は、大学（学部）全体としてのそれを学長・副学長を中心に定め、これをもとに各学科において学科長を中心とする学科教員のチームで検討を重ねて案出されたものを大学として承認し、確定している。

それぞれの学科の個性が反映されているこのポリシーは多様な人材の確保を狙いとしている。

アドミッション・ポリシーは、大学公式ホームページの「大学案内」内に「3つのポリシー」の第一項目として明示し、また「令和5(2023)年度学生募集要項」(P1)更に冊子版の大学案内「OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2023」(P69と表3)の巻末にも掲載しており、高校生や社会への周知も十分にできているといえる。【資料2-1-2】【資料2-1-3】

アドミッション・ポリシーの周知方法としては、本学が主催するオープンキャンパスのほか、合同進学説明会や各高校内での進学ガイダンスで案内しており、受験生には個別相談の折に直接説明している。更に、高校教員（予備校・塾等含む）に対しては、訪問及び説明会の実施などの学生募集活動の場において、積極的に情報を提供している。また、学生募集要項に明記し、本学のウェブサイトにも公開しており、受験生並びに保護者等への周知に努めている。

なお、本学では年に9回実施するオープンキャンパスにおいて、「全体説明会」「キャンパスツアー」「体験授業」「ミニ講義」「個別入試相談」などを行うとともに、各学科の特徴について教職員が詳しく説明し、すべての参加者に対してアドミッション・ポリシーに対する理解を深めてもらえるよう配慮している。更に、オープンキャンパスの開催方式も新型コロナウイルス感染症の問題もあるため、ウェブ開催方式も導入し、遠隔地の高校生らへも対応している。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

この考え方に基づき、「総合型選抜（AO入試）」を皮切りとする多様な入学者選抜を実施している。令和2(2020)年度以降は文部科学省の入試制度改革方針に沿って、該当する入試で名称・実施時期を改めている。

本学の入試の特長の一つとして、高等学校における基礎的な知識、理解力、表現力、態度、目的意識の強さと学ぶ意欲の程度を測るために、一般入学選考以外の全ての入学選考において個人面接を実施していることがあげられ、これは本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れをより確かなものにするためである。

多様な入試形態により多数の受験機会を提供し、受験生の個性・学力・適性・関心・意欲等と、本学アドミッション・ポリシーの照合による入学者選抜が円滑に実施できるよう常に配慮しながら入学者の受入れを行っている。

また、令和2(2020)年度までは委員会とは別に入試広報の最適化を企図して掘下げ検討する「入試広報企画戦略会議」を設置し、オープンキャンパスの開催日程・取組み方や、その他の広報活動を含め年間の活動計画を策定し実行を図ってきたが、令和3(2021)年度からはこの機能を「入試委員会」に統合し、より機動的に入試広報諸施策を検討、実行できる体制を強化することとした。

「入試委員会」は、副学長を委員長とし、学長、副学長、学部長、学科長、入試部長、事務局長らで構成されており、原則理事長も出席している。入試委員会規程を定め、同規程に基づき様々な審議を行いながら、不断の入試改革を進めている。【資料2-1-4】

入学者選抜については、次のとおりである。

### ① 総合型選抜A・B日程(AO入試) (学生募集要項P7～10)

一次審査は「エントリーシート」によって本学のアドミッション・ポリシーへの適合性を確かめ、出願認定可否の決定を行う。出願「可」となった受験生からの「入学志願書」「調査書」「課題レポート」提出による「書類審査」と、30分間の

「面談」を通して、本学への適性、免許・資格への意欲、修学のための資質等を確認している。

② 総合型選抜C日程（AO入試）（学生募集要項P7～10）

健康栄養学科と子ども教育学科で実施している。「エントリーシート」「入学志願書」「調査書」「課題レポート」の提出による「書類審査」と、30分間の「面談」を通して、本学のアドミッション・ポリシーへの適合性、本学への適性、免許・資格への意欲、修学のための資質等を確認している。

③ 学校推薦型選抜(指定校制)（学生募集要項 P11 と学校推薦型選抜（指定校制）要項）

本学が指定する高等学校において、本学の教育目的に理解を示し、定めた学業成績などの基準を満たす受験生を対象とする。選考方法については「面接」と「調査書提出による書類審査」を実施している。

④ 学校推薦型選抜(公募制)（学生募集要項 P12）

健康栄養学科、看護学科では「調査書提出による書類審査」の他に、「面接」と試験科目のうちから1科目を選択する「筆記試験」を行う。また、子ども教育学科では、「調査書提出による書類審査」と「面接」の他に、試験科目のうちから1科目を選択する「筆記試験」または「音楽実技（ピアノ）」のいずれかを選択する。

⑤ 一般選抜（学生募集要項 P13～14）

本学での学修に必要な基礎学力を身につけている学生を受入れる入学試験として実施している。各学科の教育において必要な科目の基礎学力を判定するものであり、大学入学資格を有するすべての受験生を対象とする。選考方法については基礎学力試験3科目の成績と提出書類の審査によるものとしている。

⑥ 編入学選考（編入学試験要項）

公募制と指定校制により第2・3年次編入学試験を実施（看護学科を除く）。より高い専門知識を目指す人、及び本学の教育目的に対する理解と本学で学ぶことの意欲のある人を対象とする。書類（志望理由書など）、基礎学力または小論文及び面接で選抜する。

⑦ スポーツ推薦（スポーツ推薦要項）

指定強化クラブの女子ソフトボール部を対象に実施。学修とスポーツの両立を果たすため、定めた学業成績と高等学校在籍中の活動歴で事前審査をおこなう。事前審査通過者に対し「小論文」と「面接」「書類審査」で適性を審査する。

⑧ 社会人入試（学生募集要項 P15）

入学年度の4月1日時点で満23歳以上、3年以上の社会経験がある人を対象に実施している。豊かな社会経験を有し、かつ勉学意欲旺盛な社会人を受入れることを目的とし、この制度を設けている。選考方法としては、小論文及び面接と志望動機書等の提出書類で選抜する。

入試問題については、入試委員長により、科目毎に学内で問題作成委員を選定・作成している。入試問題は問題作成委員が、各科目の問題内容と解答のチェックを念入りに行い、出題ミス予防に努めている。採点業務においては、問題作成委員が複数でチェックを行っており、公正かつ正確に実施できる体制を作っている。

入学試験実施に当たっては、実施のスケジュールにより教職員の役割を定め、実施マニュアルに基づいて厳正にかつ遺漏のないように行っている。地方会場で実施する場合は、各試験室担当責任者を定めた上で担当者説明会を試験前日までに開催し、地方会場実施マニュアルにより周知徹底し、各試験場との連絡を密にしながら公正で円滑な実施に努めている。また、試験当日は、学長を本部長とし、学部長、各学科長、事務局長、入試部長からなる試験実施本部を設置し、緊急時等の対応に備えている。なお、入試問題に関わる事柄については、各問題作成者が試験実施本部に待機し、対応する体制としている。

入学者の選抜は、入試委員会で作成した合否判定資料に基づいて、入試判定（臨時）教授会での審議を経て、最終的に学長が決定している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の定員管理については、入学定員の100%遵守を念頭に、教育の質の保証という点からも慎重に決定しているが、年度によっては入学手続者が入学定員を超えるケースもある。

直近の令和4(2022)年度入試の結果における充足率は、昨今の新型コロナウイルス蔓延状況の影響もあり、前年度以上の落込みをみせた。

過去5年間（平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）の本学入学定員充足率は、平成30(2018)年度0.97倍、平成31(令和元)年度0.98倍、令和2(2020)年度1.06倍、令和3(2021)年度0.84倍、令和4(2022)年度0.77倍である。結果として過去5年間の平均入学定員充足率は、0.92倍となっている。

健康科学部 健康栄養学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2018年度	80	65	81.3%	320	281	87.8%
2019年度	80	79	98.8%	320	287	89.7%
2020年度	80	78	97.5%	320	276	86.3%
2021年度	80	52	65.0%	320	262	81.9%
2022年度	80	58	72.5%	320	264	82.5%

健康科学部 看護学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2018年度	80	86	107.5%	320	337	105.3%
2019年度	80	80	100.0%	320	334	104.4%

大阪青山大学

2020年度	80	93	116.3%	320	334	104.4%
2021年度	80	88	110.0%	320	333	104.1%
2022年度	80	81	101.3%	320	331	103.4%

健康科学部 子ども教育学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2018年度	80	83	103.8%	320	334	104.4%
2019年度	80	74	92.5%	320	326	101.9%
2020年度	80	84	105.0%	320	321	100.3%
2021年度	80	59	73.8%	320	290	90.6%
子ども教育学部 子ども教育学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
※2022年度	80	46	57.5%	320	251	78.4%

※子ども教育学部を新設したため、2022年度は健康科学部子ども教育学科との合算

年度により増減はあるものの、令和2(2020)年度入試までは定員充足またはそれに近い数字を維持してきたが、令和3・4年度入試では新型コロナウイルス蔓延の影響による大学受験を取巻く環境の変化で、本学も大きな影響を受けた。令和2(2020)年2月頃から進学ガイダンスやオープンキャンパスが実施できず、本学の特長を高校生に直接訴求する機会が困難な時期が続いたことと、受験生一人当たりの受験校数が減少したことによって、志願者も減少したと考えられる。

令和3(2021)年の後半からは、予定通りオープンキャンパスが実施できるようになり、来場者に小規模大学の強みを教職員と学生が一体となって訴求し、高校3年生にはアドミッション・ポリシーに沿った入試制度を、よりわかりやすい方式に整理し、提示したこともあって、志願者数は回復途上にある。

令和3(2021)年度末から新たに、経営企画室と入試部による入試ワーキンググループを組織して、令和5(2023)年度入試に向け、オープンキャンパスの動員増や入試制度についての検討を始めた。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは、本学の建学の精神、教育目的に沿って、学部、各学科で定めており、「入試委員会」と「入試部」が連携を取りながら入学者選抜を組織的に行っている。

第3次中期計画では「入学定員の確保」を主要課題としており、新型コロナウイルス感染症等の特殊事情もあるが、今年度の定員未達を受け、令和4(2022)年1月より入試ワーキンググループを立上げ、入学者分析を実施の上で新たな取組施策を企画実施している。具体的には、奨学金制度の見直し、オープンキャンパス受入体制の見直し、更に指定校推薦対応の見直しや理事長による近隣高校訪問などを実施している。今後も入試と学生募

集・広報活動を一体的に捉え、学生受入れ方法の工夫、入学定員の確保について組織的に点検・改善していく。

同時に、入学者の資質・能力の担保という観点から、本学の求める基礎的な知識、能力、学ぶ意欲や高い目的意識を持った受験生を入学選抜で確保するための改善も行っていく。

なお、平成 30 (2018) 年度入試から、ウェブでの出願受付を導入し、受験生の負担軽減を考慮に入れた入学者選抜の方法を取入れている。

毎年、新入生を対象としたアンケート調査も実施しているが、これによって各学科における志望動機等の状況を把握するとともに、入試制度の改善や学生募集対策を継続して図っていくサイクルを構築している。

【資料 2-1-1】 大阪青山大学 アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-2】 令和 5 (2023) 年度学生募集要項 (P1)

【資料 2-1-3】 OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2023 (P69 と表 3)

【資料 2-1-4】 大阪青山大学 入試委員会規程

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教員と個々の学生の関係を構築するクラス担任制度及びチューター制度、組織的対応としての「リテラシーサポートセンター」における教職協働支援体制 (教員の支援室長及び学習支援アドバイザー職員との協働体制)、教務委員会や FD 推進委員会への職員委員の参画体制などがあげられる。【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】

まず、クラス担任・チューター制度について触れる。本学は短期大学としての発足当時からクラス担任制度を取入れており、平成 17 (2005) 年 (健康栄養学科) から大学でも同様のクラス担任制度を置いている。平成 20 (2008) 年に設置した健康こども学科 (現子ども教育学科) もその制度を踏襲している。平成 27 (2015) 年度に設置した看護学科では、個々の学生によりきめ細かい対応を行えるようとの配慮から、担任制度に加え、複数のチューター教員が小分けにした学生グループを対象に個別指導する仕組みを採用している。



担任やチューター教員は原則としてそれぞれが担当した学生と年に複数回の個別面談を実施しており、面談の際には学修に関する困りごとや、学生生活を送るうえでの相談ごとにも必ず対応することが徹底されている。

次に、教員と学生の面談の中でも積極的に活用を促しているところでもある本学の学修支援組織としての「リテラシーサポートセンター」（発足時は「学習支援室」）について詳述する。

学習支援室の実績を踏まえ、令和 2(2020)年度からは同室を「リテラシーサポートセンター」と改称し、リテラシーサポートセンター運営委員会にて基本方針を決定した。基本方針では、学生の現状認識を運営委員と共有するとともに、i)大学生生活の不安解消の取組み、ii)基礎学力向上の取組み、iii)アカデミックスキルを学べる場として、の3つの活動方針を立てている。個別の学修支援が必要な学生に対しては専門支援アドバイザーが中心に支援にあたっている。学修支援を進める中で、学生生活全般に対する支援の必要性や障害からくる学修や生活困難の状況が明らかになることもあり、担任・チューターや保健室、学生相談室と連携しながら支援にあたっている。

「オフィスアワー」については、専任教員に関してはそれぞれの授業シラバス内に記載の項目として「オフィスアワー」「担当教員への連絡方法」が設けられ、曜日や時限を明記するようになっている。また、非常勤講師については4号館(本部棟)の2階の教務部カウンターと廊下を挟んだ反対側に「講師控室」があり、学生は非常勤講師の授業の前後にその部屋を訪れて直接質問など行うことができるようになっている。

中途退学者、休学者及び留年者への対応策として、クラス担任・チューター制度を生かし、欠席が増えている学生への個別連絡と相談を実施している。

更に、クラス担任・チューター教員制度の運用として、退学・休学願の受理にあたって担任あるいはチューター教員が個別面談を実施した上で副申書を添え、そこに至るまでの経緯や保護者との対応などを記載することとなっている。

学修及び授業支援に対する学生の意見などを汲み上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているかということについては、まず学期末における全科目対象の「授業アンケート」がある。すべての担当教員は結果を受領して次の担当学期に向けた改善計画書を提出することとなっているので、特に自由記述欄の内容は学長と学部長が全て目を通し、内容によっては科目担当教員と個別面談を行い、学生からの意見や要望を反映させることを徹底させている。更には、アンケートのみならず大学内の数か所にある「オピニオンボックス」を設置し、学生からの意見聴取が適宜行えるようにしている。更に、年に2回行われる「学長と話そう」（学生自治会代表者数名と学長との直接懇談）の場でも教室環境等の話題が出されることがあり、その後直ちに整備が進んだという事例もある。【資料 2-2-4】

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院を有しないため、TA 制度は存在しないが、「リテラシーサポートセンター」には、SA (Student Assistant) と称する 2 年次以上の学生の学習支援アシスタントを配置し、特に入学して間もない 1 年次学生に寄り添った指導が行えるよう SA の研修を行ったうえで支援にあたらせている。令和 4(2022)年度の SA は全学科合わせて 58 名の構成となっている。学生が気軽にセンターに足を運び SA に相談ができるように SA シフト表を毎月作成し、昼休みには担当 SA がセンターに待機する体制を取っている。また SA 企画として学習会の開催、試験前勉強会などを実施している。

また、随時、支援学生に関する各学科・各部署間での情報共有を行っている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

リテラシーサポートセンターでは、学力向上支援の諸施策を年々充実させている。特に 1 年次生に対しては大学での学びについての不安解消の取組み、学修要求の掘り起こしを行い豊かな学びにつなげたい。

その一方で、日々の一つ一つの授業に対する支援あるいは質向上のための取組みは更に充実させる必要がある。その中で、教員の教育活動に対する評価の仕組みを作ることも大きな課題である。

これによって個々の教員の授業の計画や反省への取組みが更に活性化するため、令和 3(2021)年度から学長のリーダーシップにより教員評価制度が試行され、令和 4(2022)年度から本格実施の予定である。

【資料 2-2-1】大阪青山大学リテラシーサポートセンター運営規程

【資料 2-2-2】大阪青山大学リテラシーサポートセンター学生アシスタントに関する規程

【資料 2-2-3】ニュースレター「Literacy」No.1

【資料 2-2-4】授業アンケート OCR 用紙

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

創立以来の「わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に貢献する」という使命は、本学の社会を見

据えた実践的な教育と、一人ひとりへのきめ細かい就職支援の伝統に繋がり、専門職への高い就職率を支えている。

令和4(2022)年度就職率(令和5(2023)年2月20日時点)は、健康栄養学科は97.1%、子ども教育学科80.6%、看護学科では97.1%となっている。【資料2-3-1】就職先としては、健康栄養学科では卒業生の多くが管理栄養士・栄養士としての専門性が必要とされる医療・福祉分野や飲食・食料品分野の職に就いている。子ども教育学科においては、就職した卒業生の79.5%が教育・保育関連の保育所・幼稚園・小学校・養護施設などに就職している。看護学科では、卒業生の100%が医療関係に就職している。

以下、教育課程内と課程外に分け、キャリア教育に関する取組みについて詳述する。

#### ア) 教育課程内での取組み

本学の教育課程でのキャリア教育への取組みは、1年次において、健康栄養学科では「管理栄養士入門」、子ども教育学科では「キャリアデザイン」、看護学科では「大阪青山ゼミナール」の中で、大学生活の過ごし方と就職、その後の社会生活の関連性を考えさせるところから始まる。社会人としてのソーシャルスキルもこの中で学ぶ。様々な社会の実情を知ること、将来の生き方・働き方を見据えさせ、そのための一歩を自ら踏み出す意識の醸成を図っている。更に、「特別時間」(単位外のクラスアワー)を4年間配しており、担任教員との個人面談を通して、進路に対する将来展望と一緒に考え、自律的な学び・行動ができるよう指導している。

本学では、すべての学科において、資格・免許取得による専門職への就職を中心としており、実習の取組みに力を入れている。看護学科では1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」より、子ども教育学科では2年次の幼稚園での「教育(基礎)実習Ⅰ」より、健康栄養学科では3年次の「臨地実習Ⅰ」よりスタートし、それぞれ資格取得に準じた多様な現場での実習を複数回実施している。そのような現場での職場体験と合わせて、各学科とも事前事後の学修とアドバイスを徹底し、自身の職務適性も見定めさせている。加えて、子ども教育学科では大学内に子育て支援室を整備し、「地域子育て支援実習」を開講している。授業として、地域の乳幼児と保護者が一緒に活動し、保護者同士が交流できる取組みを行い、学生もその運営・活動に関わることで保育者としての資質・能力の向上に繋げている。

就職を視野に入れた場合、就職試験に必要な学力強化の支援は欠かせない。そこで、大学での学修に適応できることも目指して、1年次より基礎学力の定着を目的とした科目を開講している。健康栄養学科では「日本語」「基礎英語」「化学」「実用数学」、子ども教育学科においては「日本語」「基礎英語」「健康子ども学基礎ゼミナール」「学修基礎演習」、看護学科では「日本語」「応用生物学」「応用化学」「実用数学」などの科目を設けている。

#### イ) 教育課程外での取組み

本学就職支援は、大学事務局に設置されている進路支援センターが主に担っている。各学科には、就職委員会が設置されており、進路支援センターと連携している。具体的には、進路支援センターと各学科の就職委員会が、原則月一回ミーティングを実施

し、就職の進捗状況について意見交換している。また、子ども教育学科の学生に対しては、別途、保育・教職支援室を設置して進路指導、サポートを行っている。進路支援センターの体制は、進路支援センター長以下3名に加え、数名のキャリアコンサルタントとなっている。キャリアコンサルタントの配置は、就活状況に合わせて適宜見直しをしている。また、保育・教職支援室は、室長以下3名で進路支援を行っている。学内での就職状況は月1回の定例教授会で報告し、内定状況及び就職活動イベント告知等を行っている。

学生就職相談、支援については健康栄養学科の企業選考と看護学科の看護師受験ピークは3月から6月に集中し、教職、保育士受験は6月頃から9月に本格化し始める。進路支援センターと各学科の就職委員会が主となり進路相談、面接練習、応募書類対策、筆記対策の支援を学生の希望に応じて対面式、オンラインで実施し、就職内定に至るまで支援している。具体的な学生への主な支援内容は以下のとおりとなっている。

#### ① 学内外就職支援セミナー

低学年から社会人になるための準備講座を継続的に行い、就活直前まで外部講師や職員が担当し、各学科合計で年間34回行っている。【資料2-3-2】

健康栄養学科では1・2年次はコミュニケーション力、OB・OG講演、業界研究、マナー等の基礎編を実施した。3年次では就活実践に役立つ「就活塾」に切り替えて、前期は就職試験に直結したエントリーシートやインターンシップについて、後期は実践型で体験しながら一般企業への受験対応力が身につくプログラムを実施している。就活塾は申込制であるが、在籍者数に対し90%の申し込みがあり、就活スタートも早期化が見られることから学生の就活意欲を高めるきっかけとなっている。【資料2-3-3】

学外では、近隣の13他大学と合同で行ったグループディスカッションを企画・主催した。各大学キャリアセンターの協力の元、本学就活塾生と他大学生合計70名の申し込みがあった。4時間で8テーマのグループディスカッションを実施し、5企業の人事担当者にもフィードバックをいただく等、本番に近いセミナーを実施した。【資料2-3-4】

子ども教育学科ではマナー、非正規と正規の違い、求人票の見方、集団面接練習、一般企業の就活について実施している。看護学科では、コミュニケーション力、実習前マナー、応募書類の書き方、を実施している。

#### ② 学内外合同企業説明会や合同医療法人説明会

健康栄養学科・子ども教育学科3年次以下対象に、オンラインと対面で学内合同説明会を実施し、説明会実施企業から例年内定実績を出している。令和4(2022)年度は延べ3回の学内企業説明会を行い、16企業を招聘し21名が内定した。また、学内で1次試験を行った企業は3社となり、7名の内定につながっている。3年次の3月に行われる就活サイト主催の合同企業説明会にはバスツアーを職員引率で組成し、15名が参加しており早期内定につながっている。更に、看護学科3年次対

象にオンラインで医療法人合同説明会を実施し、令和4(2022)年度は本学の実習病院から8法人に協力を得て、85%の学生が参加した。【資料2-3-5】

③ インターンシップ

健康栄養学科3年次を対象に就活サイトを通じてエントリーの案内を行い、登録会とその後個人面談を実施し、応募書類添削から面接、グループワークの実践等で事前のサポート体制を整えている。令和4(2022)年度は33名が延べ68社に参加し、早期内定につながった。6月に改正された三省合意に関する影響は今のところ見られず、1day型のインターンシップへの参加が主流となり、各々の都合に合わせて参加しやすい日程で参加している。1日の流れは午前中が企業概要説明、職場見学が主となり、午後からグループワークやグループディスカッションを企業が出すテーマに沿って行うことが多い。インターンシップ参加者に早期選考の案内が届くため、学生の早期内定者はインターンシップ参加者が中心となっている。子ども教育学科では「教育実習Ⅰ」、看護学科では「基礎看護実習Ⅰ」がインターンシップの役割を担っている。最近では、オンラインインターンシップやオンライン企業説明会も増えており、全学科学生に対してオンライン参加の対応場所、パソコン等環境整備し、提供している。【資料2-3-6】

④ 公務員試験対策

学科教員で行う「保育・教職応用演習」と外部機関の「公務員対策講座」を取入れている。授業以外にも学生の希望に応じて面接練習や応募書類の添削、小論文の添削を学科教員が都度支援している。筆記試験対策を外部講座で行った後も個別に筆記対策の支援を手厚くサポートしている。

ア) 保育・教職応用演習

小学校教諭、保育・教育機関への就職を目指す学生に対し、3年次後期より、対策講座を週に1回実施し、教員による模擬面接、応募書類の添削、筆記試験対策を行っている。

イ) 東京アカデミーの公務員試験対策講座

1年次から3年次を対象に学内で開催し教職、保育士対策に加えて行政、栄養士、保健師の筆記対策を実施している。年間スケジュールは12月から3月に学内で65コマを実施し、主な内容は「教職教養」「一般教養」「一般知能」のほか、専門性に特化した講義も取入れている。このほか、東京アカデミー主催の全国模試、外部スクールでの個別面談も提携して行っている。【資料2-3-7】

⑤ 就職支援のためのツール

学生就職相談、支援については対面式とオンラインで行っており、学生の希望に合わせた内容で有資格者と職員が対応し、就職内定に至るまで支援している。

学生への就職関連情報公開のためのツールとして、「キャリアスUC」を取入れ、学内では「アオキャリア」と呼んで活用している。【資料2-3-8】

求人情報公開及びインターンシップ情報公開、就職受験報告書、企業情報、学内就職支援セミナー内容、就職の手引きを随時閲覧でき、令和3(2021)年度より進路支援センター面談予約も本システムで受付け可能とした。「アオキャリ」の利用率は健康栄養学科と看護学科で95%以上となっており、主に求人票と先輩が受験した受験報告書を閲覧する利用が多い。就活サイトと併せてオンラインの利用は学生の就活に欠かせないものとなっている。

学生の情報周知、連絡手段は、「アオキャリ」経由Eメールに加えて3年次限定でLINEによる情報配信も実施しており、必要に応じて学科教員の協力のもと、授業前後で発信も行っている。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

各学科の就職委員会と進路支援センターとの連携体制が機能を発揮しているため、この体制をより一層充実させ、学生の主体的な就職活動を支援していく。コロナ禍で選考手法が大きく変化しており、採用の実態に合わせ柔軟に指導を見直していく。また、他大学と合同のグループディスカッションの開催、参加などで学生の「就活力」アップに取り組んでいく。更に、エンロールメントマネジメントの一環として、卒業3年以内の卒業生に対し、現状就労先の確認や大学での学びがどのように生かされているか等の調査を継続的に実施し、より学生にとって望ましい就職支援プログラムを構築する。

【資料 2-3-1】 就職の現状（2023年2月16日）

【資料 2-3-2】 学内セミナー一覧

【資料 2-3-3】 就活塾要綱

【資料 2-3-4】 他大学合同グループディスカッション案内

【資料 2-3-5】 学内企業説明会一覧

【資料 2-3-6】 インターンシップ参加状況

【資料 2-3-7】 公務員対策講座

【資料 2-3-8】 キャリタス UC 概要

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生の学園生活を充実させるために学生支援センターを設置している。そして同センターの管轄下には、学生課と保健室があり、学生相談室も管理している。同センターでは、「大阪青山学園事務分掌規程」の第6条にある学生支援センターの役割に基づいて様々な支援を行っている。また、教職協働による学生生活委員会を設けており、同委員会は、本学の学生生活に関する諸課題に関して審議することを目的としている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

主な支援は以下のとおり多岐にわたっている。

- ① 学生の福利厚生に関すること
  - ・奨学金業務（日本学生支援機構等が給付・貸与する奨学金）
  - ・学内奨学金業務（本学独自の奨学金制度）の運用計画と実施
  - ・スクールバスの効率・効果的な運行計画と実施（最寄駅から大学間の無料送迎）
  - ・学生自治会活動（学青会）の活性化
  - ・クラブ・サークル活動並びに部室等の充実
  - ・学生食堂の充実
  - ・学生用ロッカー室の管理運用
  - ・駐輪場の整備と運用計画
  - ・学生生活・意識実態調査の実施
  - ・学長と学生代表との懇談会の実施
  - ・アパートの紹介
  - ・学生の課外活動への支援
  - ・学生の食に関する支援
- ② 学生の生活指導に関すること（健康で安心安全な学園生活）
  - ・学生健康診断の実施
  - ・保健室の充実（保健師の配置）
  - ・学生相談室の充実（公認心理師・臨床心理士の配置）
  - ・セクハラ等の相談窓口の設置
  - ・課題を抱える学生のケース会議の実施と支援
  - ・学生教育・研究災害傷害保険制度の運用
  - ・交通安全指導
  - ・禁煙、薬物乱用防止指導
  - ・遺失物、拾得物に関する指導
- ③ 構内秩序維持のための学生指導に関すること

- ・防犯対策と指導
- ④ 学生の賞罰に関すること
  - ・学長特別賞の推薦
  - ・懲戒の処分に関わること

上記の様々な支援の中から特筆すべき内容を以下に述べる。

1点目は、奨学金制度等を活用した経済的支援の実現である。本学には、「大阪青山大学入学試験成績優秀者給付奨学金」「大阪青山大学最優秀学生報奨金」「大阪青山大学塩川学修奨励金」「大阪青山大学家計急変時給付制度」「大阪青山大学教育後援会就学援助給付金」の5つの給付制（返還義務無し）奨学金制度を設け、学生の生活を支援している。

また、他に「同窓生家族入学金支援制度」、「複数回受験入学検定料減額優遇制度」の2つの就学支援がある。このうち、最優秀学生報奨金、塩川学修奨励金は、品性、学力ともに優秀なもの又は篤行があった等、学生として表彰に値する者について、教授会の意見を聴き学長が表彰する制度であり、全学科の学生を対象に毎年選考を行い、毎年平均27～28名の学生が授与されている。

健康栄養学科においては、「團野源一学修奨励金賞制度」を設けて3年次に表彰している。團野源一学修奨励金は、團野源一元学科長の退職時出損を原資として、平成26(2014)年に設立された。健康栄養学科の教育目標に向けて勉学に励み、学修成果をあげている学生に奨学金として授与し、合わせてそのモチベーション維持を図ることを目的にしている。【資料2-4-3】

こうした恒常的な支援に加え、令和4(2022)年度は令和4(2022)年度に新設された子ども教育学部入学者を対象とした奨学金制度「子ども教育学部創設特別奨学金制度」を継続実施した。また新型コロナ禍における学びの継続支援として、前期には奨学金受給者や自宅外通学者に対して、学園食堂のチケット交付を実施し、後期には食材支援を行うなどきめ細かな対応を実施した。更に後期には、箕面ロータリークラブ様のご支援を受け、学園食堂のチケットを全学生に配布した。この他にも食の支援として、4月にケーキビュッフェ、5月に3度の朝食キャンペーン、6月にカレーライスデー、11月に3度の朝食キャンペーンを実施し、学生に食品の無償提供を実施した。また、12月には健康栄養学科のゼミ生が開発した「健康定食」の販売支援を実施した。朝食キャンペーンや健康定食販売には、池田保健所も視察に訪れ、本学の取組みを評価して頂いた。

2点目は、学生自治会活動活性化のための支援である。学生のサークル活動についての支援は、現在10ある運動系、文化系すべてのクラブ・サークルに対して、個別申請に基づき最大30,000円の活動資金を支援している。また、学生支援センターでは学生一人ひとりが輝く学園生活を送ってくださることを願い、学生が計画し実施する行事を支援している。

学生にとってもっとも大きな行事といえる秋の大学祭は、本学の学術・文化的活動や地域に開かれた大学の使命を果たすため、「クラスの団結、親睦を深める活動の発表」「サークル等の課外活動の取組みの成果の発表」「学科、教科の取組みの成果の発表」「地域連携



や地域貢献の成果につながる発表」「その他、教育後援会、大学支援につながる活動の発表」と5つの発表の場を設け、これまで毎年大きな成果をあげている。令和4(2022)年度は3年ぶりに学内キャンパスで通常開催が実現した。

3点目は、学生の健康相談・心的支援・生活相談等への支援体制とその運用である。

本学では学生相談室を設置し、心理カウンセラー配置している。カウンセラーは、火曜から木曜の11時～17時30分に相談室に待機し、多用な学生の相談に応じている。また、保健室は平日の8時45分～17時30分に開室し、体調不良者や負傷者の対応はもとより、心理的な相談にも応じ、状況により学生相談室に繋いでいる。これら学生相談室と保健室に加えリテラシーサポートセンター、及び学生支援センターの担当者が集まり、定期的(月1回)に会議を行っている。ここでは、それぞれの部署が、課題を抱えている学生について報告し、状況に応じて連携を取るための調整を行っている。

4点目は、スクールバスのダイヤ変更である。1限前の8時台は過密ダイヤとなっているが、それゆえに定刻前に満車になり発車することもあり、学生の不満の要因となっていた。そこで、8時台は敢えてダイヤを設定せず、5台のバスを連続ピストン運行とした。また、8時台のバスの坂道上までの運行は昨年度同様に通信機を持った誘導員を配置し、継続している。

### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

「担任制」「チューター制」による支援の仕組み自体は充実しているといえるが、実際の支援に携わるのは個々の教員である。それゆえ、すべての担任、チューターが差異なく支援に携わっているかどうかの確認・点検は欠かせないところであるが、必ずしも十分とはいえない。今後はマニュアル的な指導ガイドラインの策定も必要とされる所であり、全学的な共通認識を醸成していくためのアクションを引続き進めていく。

【資料 2-4-1】大阪青山学園事務分掌規程

【資料 2-4-2】大阪青山大学学生生活委員会規程

【資料 2-4-3】大阪青山大学 団野源一学修奨励金支給要綱

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

本学の校地は箕面キャンパス（大阪府箕面市新稲）と北摂キャンパス（兵庫県川西市長尾町）があり、法人の本部機能は箕面キャンパスが担っている。こちらがメインキャンパスともなっており、本館、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館と6つの教室棟をもつ。

【資料 2-5-3】うち管理棟を兼ねているのが4号館であり、こちらの建物には大講義室のほか図書館機能をもった「メディアセンター」を3階に配置し、また学生の学修・生活支援に関する部署を2階フロアに集約し、学生がこのフロアに来ればおよそすべての支援を受けることができる環境を整えている。このフロアには長いカウンターを配置し、入口側から教務部（教務課、高大連携室）、続いて学生支援センター（学生課・地域連携室）、進路支援センター（就職課）を並列させている。学生はこのフロア内で学修・学生生活・進路のそれぞれに関わる各種手続きや相談、支援といった様々なニーズを満たすことができているため、いわゆるワンストップ・サービスに近い環境を整えている。【資料 2-5-1】

教室については、ほぼすべての講義室にスクリーンとプロジェクターを設置し（一部は吊り下げ型のディスプレイ本館 210 教室など）、演習、実習、実験室等についてはそれぞれ「管理栄養士学校指定規則」「指定保育士養成施設指定基準」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」にかなうよう必要な室をすべて揃え、そこには教育上必要な機械器具、標本、模型等も完全に整備している。

北摂キャンパスについては体育館と運動グラウンド、歴史文学博物館、テニスコートをもち、学生の体育授業時の利用や一般地域住民への貸出なども行っている。

学内のコンピュータネットワークについては、情報教育センターが一括管理し、年間を通してそれらに関する施設・設備の維持・管理にあたっており、毎年度2回、第1・第2の各コンピュータ室のソフトウェア整備・再構築を行っている。令和4(2022)年度も8月下旬と3月上・中旬の2回にわたりコンピュータ室の学生用および教員用コンピュータすべてのハードディスク内容を再構築し、修正プログラムを適用してセキュリティの向上とソフトウェアの安定動作を図った。また、3月上・中旬の再構築にあわせ、低速な第1コンピュータ室パソコンおよび談話室パソコンをHDDからSSDに換装して高速化し、学生の利便性の向上を図った。

教職課程におけるICT(情報通信技術)活用実践の場としては、電子黒板と演習用タブレット端末を導入したICT活用演習室を整備し、特に子ども教育学部（健康科学部子ども教育学科）を中心に、教職課程履修学生の履修する各種授業で活用した。

情報教育センターでは、令和4(2022)年度も遠隔授業運営のフォローに加えて、学内無線LAN環境の整備、子ども教育学部におけるICT活用演習室のフォロー等に注力するとともに、年間を通じて安定的かつ効率的なネットワーク運用に取り組んだ。【資料 2-5-2】

また、看護学科を中心として進められた学生のパソコン必携化（BYOD）と電子教科書導入についても学生支援を実施するとともに、通信量増加が予想されるインターネットへのアクセス環境の強化を計画的に進めた。更に遅れていたパソコンOSのWindows10への切替が完了した。また、令和5(2023)年度の北摂学舎での介護別科開設に合わせ、北摂体育館の無線LAN整備およびインターネットアクセス増強にも経営企画室とともに取り組んだ。更に、2号館1階に令和4(2022)年度末に完成した「ラーニング・スクエア」にはパソコン5台を整備するとともに、学生のスマートフォンやタブレット等の画面を投影して学修資料として活用できる大型液晶テレビ4台を整備し、ICTを活用した学びの場を整備した。

前年度の情報教育センター職員1名の増員による効果は大きく、令和4(2022)年度も学生向け対応および教職員からの問合せ対応・遠隔授業の支援を円滑に行うことができ、新規パソコンの導入の際にも導入をコンスタントに短時間で行えるようになった。

なお、長らく懸案であった「情報セキュリティポリシー」を同センターと情報システム委員会の協力もとに検討・策定し、令和5(2023)年度4月より施行することとした。

【資料2-5-3】

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学では、大学の使命である「専門的職業人の育成」を基軸にして、各学科の専門的な教育に対応するため、次のような学修環境を整備し、活用している。

実習施設については、本学の3つの学科がそれぞれ専門教育科目の中に実習科目を配したカリキュラムとなっているため、国家資格等の指定規則に準拠した各種実習室をすべて整備している。

健康科学部健康栄養学科については「管理栄養士学校指定規則」に定められている栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）のほか専門基礎科目、専門教育科目の各種実験を行う実験室を設置し、また教育上必要な機械、器具、標本及び模型等もすべて規定どおり揃えている。

同じく健康科学部看護学科についても基礎看護実習室、母性・小児看護実習室、成人・老年・精神看護実習室、地域・在宅看護実習室といった各領域別の実習に対応した実習室をすべて設けている。

子ども教育学部子ども教育学科においては電子ピアノ48台と6台の大型モニターを備えたML教室及びピアノレッスン室、第一・第二音楽室、造形等の演習を行う第一・第二図工室、乳児保育等の演習を行う保育演習室、地域の乳幼児の子育て中の母親を主な対象とした子育て支援の演習を行う子育て支援室など、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の両課程ならびに保育士課程の実習科目に必要な教室設備等をすべて揃えている。

図書館機能については、前述した4号館3階の「メディアセンター」と3号館2階の「図書室」とで機能分担をしている。健康科学部健康栄養学科、および子ども教育学部子

ども教育学科の専門図書はメディアセンターに、健康科学部看護学科の専門図書は図書室に配架し、利用の便を図るようにしている。

図書館の両室を合わせた占有延べ床面積は1,159(m<sup>2</sup>)、書架棚は総延長2.20(km)、図書収容能力6万冊、座席数は228席(パソコン席は含まず、ソファー席含む)あり、他にパソコン席については24席(図書室8席、メディア16席)を有している。図書検索のシステムは両館共通となっており、図書の返却についても両館どちらでも対応できるようになっている。両施設の閲覧席数はメディアセンターが146席(一般)とパソコン(パソコンブース)16席、図書室については個人ブースを増設したため総数は少ないが47席(一般)とパソコン8席となっており、学生総数に対する席数としては充実しているといえる。ただし、両施設のパソコンの経年劣化が進んだため、メディアセンターのパソコンのうち11台、図書室については全台(8台)のハードディスクをSSD化することについて大学当局の了解を得て、補正予算による執行の許可をいただいた。

図書館は定期的に図書館だよりとして「青山さんの本棚」を発行(月1回)し、学生の図書館への関心・学修意欲の向上に向けた活動を継続的に行っている。【資料2-5-4】

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

箕面キャンパス及び北摂キャンパスにおいて建物の耐震化はすでに完了しており、安全性に問題はなく、学生が安心安全に学べるキャンパスを維持している。【資料2-5-5】【資料2-5-6】

障がい者への対応において、現在は本館前にもスロープが設置され、また本館にもエレベーターを新設したため、構造上対応が難しい建物を除きキャンパス内はほぼバリアフリーとなっている。2号館、4号館、5号館のエレベーターには障がい者対応が図られている。唯一対応が出来ていない1号館については今後の建替え時に対応する予定である。

なお、施設・設備の利便性の向上として、令和4(2022)年度においては学生のスクールバス乗り場に屋根付きのシェルターを設置し、雨の日でも待ちやすい環境を整備した。また学生からの要望で雨具を干す場所のリクエストがあったことから、雨具専用干場の「かっぱハウス」を設置するなど、学生の要望も随時取入れ、反映している。また4号館のすべてをLED化することで照度のアップを図り、2号館の1階には個人、グループで自由に学習できる教室としてラーニング・スクエアを設置することで、学修環境の整備も継続的に行っている。併せて体育の授業やサークル活動等で使用するリズム室の床の全面改修を行い、より安全に快適に運動が行えるようにしている。北摂キャンパスではすべてのトイレを洋式化し、グラウンドにはLED照明を追加し照度をアップすることでより安全にクラブ活動が行える環境を整備している。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は管理栄養士養成施設、幼稚園・小学校教諭一種養成課程、保育士養成施設、看護師・保健師養成施設としての指定を受けている。特に管理栄養士と保育士関係の指定科目受講者数は40名を基準とした少人数(クラス単位)授業を基本としている。この健康栄養

学科と子ども教育学科では、80名の学年定員を二分したクラス制をとっており、それぞれのクラスには担任教員を配置して一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行っているため、教室も40名規模の小教室をあえて多く用意して少人数授業を実現している。

看護学科は、スクリーンやプロジェクターなどを整備して80名授業を実施しているが、こちらは人数を更に小さく分けた「チューター制」を敷き、各教員が小グループを担当してきめ細かく直接指導にあたっている。

受講人数の管理については、教務部教務課が担当するが、学科長及び学科教務担当教員ともよく連絡調整して適切な受講者数の管理に努めている。(例えば再履修者が多数いる場合など、担当教員に対して別枠の授業コマを設定してもらう形の調整も行なっている。) また、教務課ではすべての科目の担当教員に対して事前に教室や教材の要望等を調査し、昨年度の受講人数を参考に教室の収容人員数に応じて教室を割り当てている。

### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理の点においては、平成17(2005)年の開学(健康栄養学科の開設)時に設置した、あるいは短期大学部にそれ以前からあったものを転用している機器類の老朽化が課題としてあげられる。個々の機器を点検整備しつつ、交換新調が必要なものについては適宜対応していく必要がある。

実習施設、図書館等の有効活用については、学生の自習空間がまだ不足しているという指摘がそれぞれの学科からの要望で示されている。この点については、図書館機能の一元化(4号館メディアセンターへの機能集中)と、3号館図書室の改修を一体的に行うことも検討している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については一層の向上を図るよう、本館と1号館の接続部分を補強していく計画を進めている。

また、授業を行う学生数の適切な管理については前述のとおり規定に沿った管理ができており、今後も教務部の管轄のもとで履行していく。

IT環境の整備に関して、まずWindows10は2025年10月までのサポートとなっており、情報システム委員会と情報教育センターが協力して計画的にWindows11対応を進める。また、パソコン必携(BYOD)を看護学科以外にも広めるべく情報システム委員会でも検討している。情報教育センターではパソコン必携(BYOD)で重要な無線LANの使い勝手の向上と、ネットワークの更に安定的かつ効率的な運用に努め、歴史文学博物館のネットワーク拡充を含め、法人全体でDXに取り組んでいく。

上記以外にも、時代の変化に即して施設・設備の更新については適宜見直していく。

【資料2-5-1】令和4(2022)年度学生便覧p104:4号館2階平面図

【資料2-5-2】学生向けAOYAMA「無線LAN「アオフアイ接続方法」

【資料2-5-3】情報セキュリティポリシー

【資料 2-5-4】 図書館だより「青山さんの本棚」(第 129 号、2023. 1. 25)

【資料 2-5-5】 箕面キャンパスマップ (学生便覧 P18)

【資料 2-5-6】 学校法人大阪青山学園 学校施設耐震化状況 (ホームページ掲載分)

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通常の授業 (講義・演習・実験実習等) における学生の意見・要望については、毎学期末に全科目について行う「授業アンケート」によって把握する仕組みをつくっている。授業の最終週 (場合によってはその前の週) に、アンケート用紙 (OCR 用紙) を担当教員が配布したのち、教員はその教室を離れ、学生が自主的に回収を行い、教務課 (FD 推進委員会) が直接預かり、業者が集計処理を行い、それぞれの結果を当該教員にフィードバック (紙資料による) している。処理には多少の時間はかかるが、各教員は、結果を受け取ってから所定の期日までに「授業アンケート」結果への対応を全ての科目について行うこととなっている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

これらの結果については学長・副学長がすべて閲覧するとともに、アンケート結果を 3 号館図書室に配架して本学構成員が誰でも閲覧できるようにしている。学長・副学長は閲覧ののち、その結果内容から特に配慮・対応を必要とすると判断した場合には当該教員と面談を行い、今後の改善や対応について助言等を行うこととしている。

以上のような取組みは、各教員 (授業アンケートを起点とする改善までのサイクル的な取組み) を支援する目的で、教員の研修、FD (ファカルティ・ディベロップメント) の諸活動にも繋げている。これについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第 3 条において「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と定め、FD 推進委員会を設置して委員会主導の形で進めている。委員会には更に FD 活動を推進するため、「大阪青山大学 FD 推進委員会規程」を定め、第 1 条でその目的を「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・

向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。」としている。【資料 2-6-3】

推進事項として第 2 条で「①授業改善のための基本方針の策定に関すること。②教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。③各学科の教員への FD 活動の啓発に関すること。④教員の教授活動の支援に関すること。⑤教員の研修会及び講習会の開催に関すること。⑥FD 活動に関する情報の収集と提供に関すること。⑦その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項」を定めている。

また、FD 推進委員会では、シラバスの作成要領を作成し全教員に配布している。【資料 2-6-4】

平成 28(2016)年度以降、授業アンケートの内容を改善し、アンケートの効果的回収に努めた。また、アンケート結果を図書館で公開し、閲覧を可能とする形も構築した。

一方、前述のとおり学修に際して様々なニーズを抱える学生に個別の対応をし、またそれを充実させる場所として「リテラシーサポートセンター」が機能している。ここには運営委員として各学科の専任教員が複数名携わっており、昼休みを中心に「オフィスアワー」を開設している。また、上級学生から下級学生への支援として SA による支援の体制を作っており、その支援を充実させている。

この仕組みの中で SA 学生は下級生への学修支援、授業・講座補助、研修・委員会活動に加え、SA 自らによる講座の企画・実施も多く行っている。次年度の SA 育成についても、後期末に新旧 SA 引継ぎを行い、新体制での SA 活動をスムーズにスタートさせるようにしている。なお、卒業年次以外の SA のうち次年度も活動を継続する意志のある者については、平成 31(2019)年の 3 月から研修等の活動を行っている。これらの諸活動については、「リテラシーサポートセンター活動集」という冊子体として発行している。【資料 2-6-5】

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康相談・心的支援・生活相談等への支援体制を整えている。本学はその支援体制として「保健室」「学生相談室」を設置しており、学生支援センターが管理している。「保健室」には月曜から金曜に保健師を配置し、学生の健康相談や救急に対応している。また、毎月「保健室だより」を発行し、学生宛にホームページ掲載、及び学内掲示をしている。【資料 2-6-6】

一方、「学生相談室」は、授業期間中は火・水・木曜日と、長期休暇中にも待機日を設け、カウンセラー（公認心理師・臨床心理士）を配し、学生の悩みの相談等に応じている。令和 4（2022）年度も前年度に引続き、新型コロナウイルス感染症拡大のためリモート授業、レポート提出、外出自粛等、これまでに経験したことがないような困難な状況に直面し、それが原因で心身のバランスを保てなくなった学生等に対しては、担任・チューター教員、リテラシーサポートセンター、教務部等他部署や保健室等と連携して、できる限りの支援を実施した。

更に、学生との相談業務の一層の充実を図るため、面談時間の延長や面談日を増加させたことに加え、前年同様リモート面談や電話相談なども取入れた。また、より多くの学生に「学生相談室」の存在を認知してもらい、気軽に訪問してもらえるよう、学生相談室主催のワークショップを企画し、「宝石石鹸作り」「クリスマスリース作り」のイベントを実施しており、年々利用者が増加傾向にある。

奨学金制度等の活用については、担任・チューター・教員が学生との個人面談を通じて適宜助言等を行いながら、学生支援センターと連携している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎年「学生生活意識・実態調査」を実施し学生の意識と実態を把握することに務めており、この中に学修環境に関する項目を設け、学生の意見・要望の把握に努めている。総合的な満足度等を教授会、常任理事会等に報告するとともに、関係部署に資料を提供し、それぞれの部署での学生対応の改善に活用されている。【資料 2-6-7】

令和 4（2022）年度は、後期のオリエンテーション時に本調査のための時間を予め確保しておき、その時間に出席者全員に回答してもらうこととした。この調査で得られた学生の要望と等については、当該部署・学科に伝え、可能なものは改善するよう依頼した。

学生の生の声を直接把握する機会として、令和 4（2022）年度は 7 月 7 日に「学生と学長との懇談会」を実施し、学青会等の学生 6 人が出席して学長が直接要望を聞く機会を持った。そこでは、学青会が実施したアンケート結果も踏まえ、施設の改善要望、授業や教職員に関する要望、学生生活全般について等々、種々の事項について活発なディスカッションが行われた。このときに出た意見のなかで、着手できたのは以下の通りである。

- ① スクールバスの運行を多くしてほしい→後期より 8 時台をピストン運行にした。
- ② 自動販売機の品揃えを充実させてほしい→後期より自動販売機を入替え、カップ麺を学生支援センターで調達販売することとした。これに伴い、要望の多かった電気ポットを設置した。
- ③ 実習室前の砂落としマットを新しいものに変えてほしい→撤去した
- ④ 駐輪場にかっぱを干すところを設置してほしい→坂上「かっぱハウス」を設置した。
- ⑤ 実習室・実験室の掃除用具を新しくしてほしい→担当学科に申し入れた
- ⑥ 2-801 教室のプロジェクターを修理してほしい→4 月に新しくしている。使用する教員に再度説明する。
- ⑦ 210 教室のネット回線を強化してほしい→4 月に強化している。建物の構造上やむを得ない面もあるが、情報教育センターと連携し更なる対応を検討中。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）



学修環境の改善・向上に方策への取組みは、学生の意見・要望を踏まえ食堂エリアについては、令和2(2020)年3月に3号館1階にいなホールの全面改修工事を完了させ、大幅リニューアルが実施されている。令和4(2022)年度については、スクールバス乗車位置の「バスシェルター」、自転車・バイク登学者用雨具干場「かっぱハウス」等を設置し、登下校時の雨天対策として利便性を向上させた。

今後とも、学生の意見・要望の把握・分析を踏まえた上で、学修環境をより一層充実させていき、改善を継続していく予定である。【資料2-6-1】

【資料2-6-1】 授業アンケートOCR用紙（【資料2-2-4】に同じ）

【資料2-6-2】 「授業アンケート結果への対応」（提出用書式、2021年度前期版）

【資料2-6-3】 大阪青山大学FD推進委員会規程

【資料2-6-4】 シラバス作成要領

【資料2-6-5】 2021年度リテラシーサポートセンター活動集 目次

【資料2-6-6】 保健室だより

【資料2-6-7】 学生生活・意識実態調査集計報告書

## 【基準2の自己評価】

学生の受入れについては本学の教育目的に沿って定めたアドミッション・ポリシーに基づいて適切に実施している。学修支援についてはリテラシーサポートセンターを中心とした教員と職員およびSA学生の協働によるきめ細かいサポート体制が構築できている。キャリア支援については教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。教育課程の中では各学科の初年次教育科目の中で目指す専門職へのキャリアガイダンスが実施されている。教育課程外では「進路支援センター」が様々なプログラムを提供し、教育・保育職については「保育・教職支援室」が個に応じた実習から就職までのきめ細かい丁寧な進路支援を行っている。

学生生活の安定のための支援は「学生支援センター」が核となり、「担任制」「チューター制」と連携させながら教職協働によるサポート体制を整備している。

学修環境の整備については学生の要望や教育的ニーズを踏まえながら利用状況を検証し、毎年改修や設置を少しずつ進めている。また、学生の意見・要望への対応については、その把握の機会を増やして対応している。

これらのことから、本基準の各項目についてはその要件を満たしていると評価できる。

## 基準3. 教育課程

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、  
修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

大学の建学の精神である「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」を受けて、大学全体としての教育の目的を「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」と定めている。

この教育目的を達成するために、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定めていたが、令和4（2022）年度に1学部3学科体制から、2学部3学科体制へと移行したことに伴い、学部レベル、学科レベルのディプロマ・ポリシーの見直しを行った。

学部のディプロマ・ポリシーは、「各学科の所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生は、卒業が認定され学位が授与される。」であり、大学ホームページ、学生便覧により周知している。

各学科のディプロマ・ポリシーは、大学の教育目的及び学部のディプロマ・ポリシーに則り作成されているが、それぞれの学科の専門性を反映した教育目的の設定とそれを達成するための学科ディプロマ・ポリシーという形で策定されている。以下に学科ごとの教育目的とディプロマ・ポリシーを記す。

○健康栄養学科

教育の目的は、学則第6条の2のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

「職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。」

これは、管理栄養士としての資質以前に職業人としてのあるべき姿をも包摂しており、単に栄養や食事の指導ができる人材の養成というところにとどまらないことを意味している。このことを受け、本学科のディプロマ・ポリシーは「知識・技術」と「態度・意欲」の二つのカテゴリーにそれぞれ2つの項目を設ける形で策定している。

「知識・技術」

- ・人間栄養学（広い視点から人に向かい合い、社会を見つめ、食・栄養の問題はもとより食糧の生産・流通・分配、また経済と社会の問題までも含めて体系化していく栄養学）

を実践する素養を有している。

- ・人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができる。の二つである。ここには教育目的としての「人間栄養学の実践指導者」を養成するということがそのまま反映されているとみることができる。

「態度・意欲」

- ・職業人として豊かな人間関係を作り、多様な職種の人と協調し、チーム医療などにも参画することができる。
- ・栄養に関する専門的関心を持ち続け、不断に努力を積み重ねることができる。の二つとなっており、目的の前段すなわち職業人として豊かな人間関係をつくるということがそのまま反映されたディプロマ・ポリシーとなっている。

#### ○看護学科

同じく教育の目的は学則第 6 条の 2 のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

「対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。」

これを踏まえる形で、次のようにディプロマ・ポリシーを策定している。

- ① 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在であると捉えることができる。
- ② 対象者と家族およびそれを支える人々に対して、看護職者としてのコミュニケーションがとれる。
- ③ 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための知識と技術を備えている。
- ④ 豊かな人間性と倫理的思考を身につけることができる。
- ⑤ 看護の役割を理解し、多職種と連携・協調できる。
- ⑥ 最新の知識と技術を継続して自ら学び続けることができる。

#### ○子ども教育学科

教育の目的は、学則第 6 条の 2 のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

「子どもの健康及び教育・保育に関する専門的知識を生かしながら、深い愛情と高い技能をもって主体的に教育・保育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。」

これを踏まえたディプロマ・ポリシーを 4 つの項目によって次のように示している。

- ① 子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有すること。
- ② 初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有すること。
- ③ 自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有すること。
- ④ 初等教育・保育・子ども福祉にたずさわる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を有すること。

こちらについても、教育の目的をより具体的に示す形で 4 つの項目が示されており、目的が反映されたディプロマ・ポリシーとなっている。

上記のように、大学の建学の精神および教育の目的を達成するために、学部・学科のそ

それぞれのレベルにおいて卒業時に目指す姿を明確に示したディプロマ・ポリシーを策定している。そしてこれらは本学に入学した学生全員が年度当初に受講する入学時の学科ガイダンスで配布される冊子「学生便覧」に掲載されており、ガイダンスの中で詳細に説明を受けることとなっている。【資料 3-1-1】

もちろん公式ホームページや毎年更新している大学案内「OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」の巻末にもこのディプロマ・ポリシーは掲載されており、周知については徹底されているといえる。【資料 3-1-2】

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

それぞれの授業科目における単位認定については、ディプロマ・ポリシーと関連した科目ごとの単位認定基準を到達目標として策定し、その達成度をそれぞれの担当教員が適切な評価方法（筆記試験、レポート試験、授業内の学修成果物等）によって判定している。

科目ごとの到達目標および評価方法については、シラバスに記載することになっており、また初回の授業等でも学生に周知している。同一科目を複数教員が分担するオムニバス形式の科目については、当該科目の責任者が全体を統括し、評価方法をシラバスに明記し初回の授業等で学生に周知している。

進級基準については、各学科で異なる対応を取り、以下のように定めている。

#### ○健康栄養学科

健康栄養学科においては、進級要件を設けてはいないものの、履修規程第 24 条に「健康栄養学科において、2 年次終了時における修得総単位数（基礎教育科目及び専門教育科目に限る）が 60 単位数に満たない者は、3 年次における履修登録単位数を年間 30 単位の制限を設けるとともに、「卒業研究」の履修に係る要件として、3 年次前期終了時点において、専門教育科目に配当されている 3 年次前期開講までのすべての必修科目の総単位数（65 単位数）のうち、39 単位数以上を修得していることと定め、進級そのものを留置するのではなく、学修の深化拡充を期するための履修制限要件を定める形としている。【資料 3-1-3】

また、健康栄養学科 3 年次生において実施される臨地実習 I（事業所）、II（保健所）、III（病院）については、前提科目の修得（見込みを含む）を条件とする履修要件を設定している。このことは学生便覧に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。

#### ○看護学科

看護学科においては本格的な領域別実習が開始される 3 年次後期の学修に備え、履修規程第 24 条に 2 年次学年末において、次の要件すべてを満たしていなければ、3 年次への進級を認めないこととした進級基準を設けている。【資料 3-1-3】

- (1) 専門基礎科目及び専門科目として 2 年次までに開講されている必修科目の総単位数 60 単位のうち 57 単位数以上を修得していること。

(2)「解剖生理学Ⅰ」及び「解剖生理学Ⅱ」（計4単位）を修得していること。

(3)「基礎看護学実習Ⅰ」及び「基礎看護学実習Ⅱ」（計3単位）を修得していること。

これにより、実習も含めた看護学の基礎知識、技能を習得したことを前提とした現場での領域実習を実りあるものとし、ディプロマ・ポリシーを兼ね備えた人材の輩出に万全を期する仕組みを作っているといえる。

#### ○子ども教育学科

子ども教育学科においては進級要件等を課していないが、履修規程第24条において1年次から3年次それぞれの年度末に単位修得状況が芳しくない学生の第一保証人に対して、警告書を発することとし、学生本人の学修意欲の喚起及び家庭と連携した学修指導に努めている。【資料3-1-3】

卒業認定基準については、学則第7章第54条及び履修規程第26条に定められている。健康栄養学科においては、卒業要件単位数として124単位以上の修得が必要となっており、うち基礎教育科目の必修20単位、専門教育科目の必修88単位を含む形となっている。

看護学科においては、卒業要件単位数として127単位以上の修得が必要となっており、うち基礎教育科目の必修18単位と選択7単位以上、専門基礎科目の必修27単位と選択3単位以上、専門科目の必修72単位を含む形となっている。

子ども教育学科の卒業要件単位数は健康栄養学科と同じく124単位であり、基礎教育科目の必修14単位、専門基礎科目の必修18単位、専門教育科目の必修14単位を含む形となっている。【資料3-1-1】

卒業認定基準についても入学時に入学者全員に配付する「学生便覧」に明獅子ようり記し、新入生に対する入学時オリエンテーションにおいて全員に丁寧に周知している。また、「学生便覧」はすべての専任教員、非常勤教員にも配付され、学生教員双方にもれなく周知されているといえる。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目の学修成果の評価は、試験及びその他の方法により行っている。評価方法は、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポートなどを組合せて多面的に評価している。実験・実習・実技のように筆記試験による評価が適切でない科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況、課題や成果物、実験・実習記録など組合せて多面的に評価し、単位修得の可否を認定している。

授業科目の成績評価のための試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とすることを学則第49条に規定している。平常試験とは授業期間内に行われる試験である。定期試験とは各セメスターの期末に行われる試験であるが、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった学生には、追試験が受けられるよう配慮している。

また、追試験・再試験については、学則及び履修規程に以下のように定められている。

「定期試験等の結果、学修の評価が不合格になった学生に対しては、再試験を行うことができる（学則第52条、履修規程第18条）。ただし、正当な理由なく定期試験を受験しな

かった学生は、当該科目の評価を受ける権利を放棄したものとされ、追再試験を受験することはできない（履修規程第 16 条）。」

定期試験の受験資格は履修規程第 13 条に定めており、授業出席割合が定めた基準に満たない学生は定期試験を受験することができない。そのため、授業への出席状況には教職員側でも常に注意を払っており、出欠の記録を徹底すると共に、欠席が一定の基準に達した学生については、A-portal システムを介した通知が担任・チューターに週末に届くことになっており、必要に応じて個別指導を実施するなどの対応がなされている。定期試験の受験資格については、学生便覧にも記載されており、オリエンテーションでも十分に説明をしている。

成績評価は表 3-1-1 のように定めている。

表 3-1-1 （学則第 53 条、履修規程第 22 条）

判 定	評 点	評 価
合格	100～90	秀
	89～80	優
	79～70	良
	69～60	可
不合格	59 以下	不可
試験欠席	欠席	欠席
出席数不足のため受験資格がない場合	停止	停止

[評価基準等]

評価点	評価	GP	評価基準等
100 点～90 点	秀	4	到達目標を十分に達成し、優秀な成果をあげている
89 点～80 点	優	3	到達目標を十分に達成している
79 点～70 点	良	2	到達目標を概ね達成している
69 点～60 点	可	1	到達目標を最低限達成している
59 点～0 点	不可	0	到達目標を達成していない
—	欠席	0	試験を欠席した科目
—	停止	0	出席基準を満たせなかった科目

学生は、自身の成績評価に疑問点がある場合は、不服申立て受付期間内（成績評価開示毎に一定期間設けている）に教務部へ申し出ることが出来る。担当教員は疑義照会に応じて再度、成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。

定期試験における不正行為については、教育的観点から厳正に対処することとし、当該行為を行った学期の全ての授業科目について、履修を無効とすることとしているが、学外

実習すなわち外部施設や教育機関等における実習科目については、看護学科を除いて、履修を無効としないとしている。(学則第 60 条、履修規程第 20 条)。

また、編入学生の単位の認定については、本学入学前に大学または短期大学等において修得した単位は、学則第 37 条の定めるところに従い、教育上有益と認められるとき、3 年次編入生は 62 単位を超えない範囲、2 年次編入生は 30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることができるとしている。運用に際しては、編入前に取得した科目のシラバスを確認し、本学開講科目に相当すると認められるもののみを認定している。これらの科目の評価は「認定」と表示され、起案を経て既修得単位として認定されることとなる。

大阪府内の国公立合わせて 35 大学間で構成する「大学コンソーシアム大阪」の単位互換制度があり、単位互換履修生として修得した単位は本学の単位として認められることになっている。【資料 3-1-4】

進級基準については、3-1-②で述べた学科ごとの対応に基づき、以下のように厳正に適用されている。健康栄養学科においては、2 年次の年度末の成績に基づき 60 単位に満たない学生について、学科会議において確認し、該当学生の履修指導を担当を中心に行っている。

看護学科においては、進級判定案を教務部が作成し、看護学科において設置されている領域長会議(学科会議の代議員会に相当)で審議され、学長が進級を認定している。

子ども教育学科においては、年度末の成績に基づき、学科の教務委員が該当者をリストアップし、学科長及び担任に確認した上で、教務部より学部長との連名で、第一保証人あてに警告書を発送し、次年度の学修へ向けた指導を行っている。【資料 3-1-5】

卒業認定については、卒業判定のための教授会を開催し、教務部がとりまとめた資料に基づき、行っている。これは 2 回開催されることになっており、初回に卒業判定が不可となった者については、履修状況に鑑み再々試験の機会を設け、その結果を第 2 回の卒業判定会議に諮っている(履修規程第 19 条)。いずれの判定会議の結果についても最終的に学長が教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定し、卒業認定された者についてはそれぞれの学科の学位を認定している。【資料 3-1-6】

以上のとおり、単位認定、進級判定および卒業認定の基準は厳正に適用されている。

また、各種判定案はその作成部門(教務部)、確認部門(各学科)、審議機関(教授会)と複数の機関が関与することをもって、厳正なる運用が担保されるように努めている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、教育目的を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーを学生に周知し、これらに基づいた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

GPA (Grade Point Average) 制度は、学生一人ひとりの学修の状況や成果を客観的に示す指標として価値を有するものであり、担任・チューターとの個人面談の資料として積極的に活用し、学科においても情報共有することで、学生の学修意欲の向上及びより適切な学修指導に活用していく。また、履修登録の上限については、現在定めている数値が適切

なものかどうか、今後も検討を進めていく。

【資料 3-1-1】 令和 4（2022）年度学生便覧 P.8-11

【資料 3-1-2】 OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2023 巻末

【資料 3-1-3】 大阪青山大学履修規程

【資料 3-1-4】 大学コンソーシアム大阪・単位互換制度（PDF 資料、2022 年版）

【資料 3-1-5】 子ども教育学科 警告文様式

【資料 3-1-6】 大阪青山大学 学位規程

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

全学的な教育課程編成方針のもとに、ディプロマ・ポリシーをふまえて、各学部のカリキュラム・ポリシーは、学生便覧に次のように示されている。【資料 3-2-1】

##### ○健康科学部

専門的職業人となるに必要な基本的要件である本学の教育目標を達成しつつ、各々の分野にふさわしい知識・技能・態度と感性を養い、専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している。

##### ○子ども教育学部

教育と福祉の接続・連携・協働に関する視点および子どもと向き合う態度と感性を養い、希望する職業に必要となる専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している。

各学部のカリキュラム・ポリシーのもと、各学科のカリキュラム・ポリシーは次のように具体的に定められている。

##### ○健康栄養学科

健康栄養学科では、まず学科としての教育課程の編成及び実施に関する方針を次のように示している。



管理栄養士としての資質を身につけ、人間栄養学の実践指導者を養成するカリキュラムを編成する。そのために、広い視野と基礎力を養う基礎教育科目、栄養学を基軸とした専門教育科（専門基礎分野・専門分野）を配する。

学科全体の方針をこのように掲げ、更に詳しく領域ごとの具体的内容を次のように示している。

[基礎・教養教育]

1 年次には、基礎教育科目において広い視野と基礎力を養うとともに、専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を配して専門教育の基礎固めを図る。基礎教育科目においては、キャリアデザイン科目を配し、管理栄養士の職域分野とその業務内容の理解によりその分野に進む自覚を深めることを目指す。管理栄養士に求められるカウンセリングスキル、コミュニケーション力の基礎となる良好な対人関係の形成、ことばの力、人間理解などの基礎力を養成する科目を配する。また、高等学校までの学修を補充発展させる科目や IT 活用能力を育成するための科目を配し、専門教育科目への導入を図る。

[専門基礎教育]

1、2、3 年次には、専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を段階的に配し、管理栄養士としての専門知識・技術を修得する。とくに、人間栄養学の実践指導者となるために必要な調理の技術を理解し修得することも重要視している。また、3 年次には「臨地実習」を配し、事業所給食現場、保健所、病院において、学内で学修した知識・技術を基に、学内だけでは修得できない栄養学の実践実習を行う。

[専門教育]

- ・3、4 年次には卒業研究を必修科目とし、実践・調査等の研究活動を通して栄養と食のあり方を科学的・客観的に評価できる専門職としての資質を高める。
- ・4 年次には、専門分野を横断して、栄養評価や管理が行える総合的な能力を養い、管理栄養士としての資質を備えるため、「総合演習」を配し、能力の向上を図る。
- ・資格の取得を円滑に図るためにキャリア形成を支援するカリキュラムを設定している。卒業と同時に「管理栄養士国家試験受験資格」「栄養士」を取得する。

[資格関連教育]

管理栄養士としての実践の場を幅広くするために、「栄養教諭一種免許状」「食品衛生監視員」「食品衛生管理者」「NR/サプリメントアドバイザー」「フードスペシャリスト」「フードサイエンティスト」「健康運動実践指導者」などの資格を取得することもできるカリキュラムとする。

○看護学科

看護学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、まず総論として次のように示されている。

看護学科の教育研究上の目的である「1. 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、2. 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を育成すること」を達成するために「食や保育」の視点も取入れた授業科目を編成し、完成教育ではなく生涯学び続ける基礎的能力や

生涯学習力を培うことができるよう、カリキュラムを編成している。

カリキュラムは基礎教育科目、専門基礎科目および専門科目の科目群で構成する。

この基本方針のもとに、次の6点からその内容を具体的に示している。

- ① 1年次に基礎教育科目を配置し、対象者との関係を築くためのコミュニケーション能力、主体的な学修態度、人として看護者として社会に貢献するために必要な規範や教養や倫理的態度を学び、学習スキルを体得する。
- ② 1年次から4年次まで、地域の人々と関わる演習および実習科目を配置し、地域に暮らす人々の生活を学び、そこに必要な看護について五感を使って体得する。
- ③ 1年次には、人間を身体的・精神的な側面を統合して理解し、生活者である側面を理解するのに必要な知識を学修する。更に生活する保健、医療、介護などの社会や医療に関する制度に関する科目を配置する。
- ④ 1年次後期から2年次には、臨床判断能力を獲得するための問題解決技法や発達段階、健康レベルに応じた専門知識や専門的技術を学修する。
- ⑤ 3年次には、それまでに学修し習得してきた知識、技術、態度を統合し、対象に応じた看護の展開を在宅・地域、施設、病院等で実践し、看護者に必要な看護実践能力の基盤を体得する。
- ⑥ 看護や医療の発展に寄与できる主体性、積極性、社会に貢献する態度、看護を深く追求できる研究的能力を修得する。

#### ○子ども教育学科

子ども教育学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、総論として次のように記されている。子どもの心身の成長・発達を支えることのできる保育者・教育者の育成をめざして、基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目の配置の下に、以下の学修と保育士の資格取得ならびに幼稚園教諭・小学校教諭の免許取得を結合したカリキュラムとする。

学科全体の基本方針をこのように掲げ、更に詳しく具体的内容を次のように6つの項目によって示している。

- ① 実践的な科目と理論的な科目をバランスよく配したカリキュラムを編成する。また、学修形態に少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取入れ、深い学びを実現するとともに、社会で必要とされる対人関係スキルの向上も図る。
- ② 1年次は、初年次教育として、大学での学び方やキャリア意識の形成、学びに最低限必要なレベルの読む・書く・聞く・伝える能力の育成を図る。また、2年次以降の履修コース（初等教育コース・保育コース・子ども福祉コース）の選択に資する科目も配する。
- ③ 2、3年次は、保育・幼児教育と子ども福祉の基礎理論や技能あるいは小学校の教科・教育法に関する科目などを配し、履修コースの特質に応じた理論知・実践知の育成を図る。また、実習を通して、理論知・実践知の検証と更新、ならびに大学内だけでは修得できない保育者・教育者に必要な資質・能力の育成を図る。
- ④ 3年次後期から4年次にかけては、初等教育・保育・子ども福祉に関わる独自の課題を設定・追究し、論文としてまとめることによって、自ら考えて問題を解決できる能力を育てるとともに、自分なりの子ども観・保育観・教育観の確立を図る。最終的に

は、保育者・教育者としての資質・能力の確認を行う。

- ⑤ とくに音楽に関しては、保育・教育では必須となるため、1年次の基礎音楽にはじまり器楽や声楽など4年次までの各学期に、必ず音楽科目を配す。
- ⑥ 以上の学びに加えて、学生の幅広い関心に合わせて、柔軟に学ぶことができるカリキュラム構成とする。

以上2学部3学科それぞれのカリキュラム・ポリシーは、その具体的内容の部分まで含めすべて学生便覧に記載し、大学の公式ホームページ、大学ポートレート等によって広く内外に表明されている。したがって、カリキュラム・ポリシーの策定と周知は十全になされているということができる。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-①に示した通り、各学科のカリキュラム・ポリシーは大学の建学の精神・教育の目的に沿って作成された各学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて作成されたものであり、その一貫性は自明のことである。

令和4(2022)年度には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連をより分かりやすく示すために、ディプロマ・ポリシーの中項目を学位プログラム単位である学科ごとに整備し、開講科目との対応づけを行った。令和5(2023)年度入学生には、学生便覧に記載する形で、在学生には、新年度のオリエンテーションにおいて別途資料を配付する形でこれを周知する。【資料3-2-2】

また、A-portal上で学生が確認できるシラバスにもディプロマ・ポリシーとの関連を明記する欄を新たに設け、関連性が学生により分かりやすい形に整備した。

以下、学科ごとにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示しておく。

#### ○健康栄養学科

[基礎・教養教育]の内容は、ディプロマ・ポリシーの[態度・意欲]面における陶冶に強く結びつくとともに、「人間栄養学」の幅広い人への視点を培う点に寄与するところも大きい。

[専門基礎教育]には、[知識・技術]の面でディプロマ・ポリシーの実現に資するための科目群が揃えられている。

そして[専門教育]においては全員必修の「卒業研究」「総合演習」を到達点とし、人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができ、人間関係を良好に築きながら栄養の専門人材として活躍できる総合力を身につけるよう、教育内容が整備されている。

以上のことから、健康栄養学科においてはカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が強く保たれているといえる。

#### ○看護学科

看護学科における教育課程の具体的編成内容を示すカリキュラム・ポリシーは、以下の6点であり、それぞれは看護学科の掲げるディプロマ・ポリシーと次のように一貫性が認

められている。

- ① 1年次に基礎教育科目を配置し、対象者との関係を築くためのコミュニケーション能力、主体的な学修態度、人として看護者として社会に貢献するために必要な規範や教養や倫理的態度を学び、学習スキルを体得する。p7 記載のディプロマ・ポリシー②、④と関連が明らかに認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ② 1年次から4年次まで、地域の人々と関わる演習および実習科目を配置し、地域に暮らす人々の生活を学び、そこに必要な看護について五感を使って体得する。前述のディプロマ・ポリシー①、②と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ③ 1年次には、人間を身体的・精神的な側面を統合して理解し、生活者である側面を理解するのに必要な知識を学修する。更に生活する保健、医療、介護などの社会や医療に関する制度に関する科目を配置する。前述のディプロマ・ポリシー①、②、④との関連が明らかに認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ④ 1年次後期から2年次には、臨床判断能力を獲得するための問題解決技法や発達段階、健康レベルに応じた専門知識や専門的技術を学修する。前述のディプロマ・ポリシー③、④、⑤と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ⑤ 3年次には、それまでに学修し習得してきた知識、技術、態度を統合し、対象に応じた看護の展開を在宅・地域、施設、病院等で実践し、看護者に必要な看護実践能力の基盤を体得する。前述のディプロマ・ポリシー③、⑤、⑥と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ⑥ 看護や医療の発展に寄与できる主体性、積極性、社会に貢献する態度、看護を深く追求できる研究的能力を修得する。前述のディプロマ・ポリシー③、④、⑤、⑥と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。

このように、看護学科においてもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に示されているといえる。

#### ○子ども教育学科

カリキュラム・ポリシーの①は、ディプロマ・ポリシーを達成するために学科で開講する科目の内容や学修形態についての方針を示している。すなわちディプロマ・ポリシーの①の子ども理解に資する科目は主として理論的な科目、②の保育・教育実践に必要な能力・技能に関する科目は実践的な科目がその大部分を占めていること、同時にこの2つがどちらかに偏ることなく4年間の学びでバランスよく配されていること、そして4年間の学びを通して③の課題解決能力や④の専門的職業人としての高い倫理観と使命感を育成するカリキュラムとなっていることを示しており、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーが策定されていることが明確に示されているといえる。

カリキュラム・ポリシーの②③④は、ディプロマ・ポリシーと対応する形で科目の学年配当がなされているというカリキュラム編成の方針を示している。すなわち、カリキュラ

ム・ポリシーの②は、ディプロマ・ポリシー①の子ども理解のための基礎となる知識や②の保育・教育の実践に必要な能力・技能の基礎および③の課題解決能力の基礎となる科目を1年次に配していることを示している。カリキュラム・ポリシーの③は、ディプロマ・ポリシーの②の実践に必要な能力・技能を身につけるための科目が2～3年次に配されていることを、カリキュラム・ポリシーの④は、ディプロマ・ポリシーの③の大学での学びを踏まえ、自ら課題を見出し解決できる力、すなわち社会に出た時に通用する力の育成を図る科目を配していることを示している。

カリキュラム・ポリシーの⑤は、ディプロマ・ポリシーの②の中でも特に学科の特色のひとつでもある音楽に関する内容についての方針を示したものである。

カリキュラム・ポリシーの⑥は、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行う上で、学生の主体性を尊重した学びを重視していることを明確にしている項目であり、大学の教育目標である「深く真理を探究し、個性豊かな教養人を育成する」ことにも深く関連している。

以上のように、子ども教育学科においてもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性がしっかりと確保されているといえる。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

それぞれの学科のカリキュラム・ポリシーは、総枠的な記述の後に具体的な科目編成方針が示される形となっており、それらはまた、管理栄養士養成課程、栄養教諭一種課程、看護師課程、保健師課程、小学校教諭一種課程、幼稚園教諭一種課程、保育士課程それぞれとして所轄官庁の認可を受けている。これらの課程は人材養成上の目的にそって設置しているものであり、各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのもとで各養成課程が整備されている。

こうしたところからも、教育課程がカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成となっていることが明らかである。

### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育については、教育目的についての記述部分でも触れたとおり、専門的職業人の養成に不可欠の要素であるとの認識のもと、各学科のカリキュラムの中で、「基礎教育科目」という位置づけで行われてきた。特に入学前教育から初年次教育については、各学科において工夫がなされてきた。健康栄養学科では、食物・栄養系の分野を学習するために必要となる生物・化学の知識や論理的な文章力を鍛えるために、通信教育を入学前教育として実施し、初年次教育では生物や化学が苦手な学生を対象として、高校までの内容のリメディアル教育として「生物・化学」の講義（単位外）を開講し、学修内容の高大接続を図っている。また、「化学Ⅰ・Ⅱ」や「有機化学」「生物学」では高校の履修内容を振り返りながら大学の科目としての新しい知識と融合させ、化学や栄養学などに対するより深い理解を促している。「実用数学」では、大学の学びにおいて必要となる数学の基礎的な知識や計算の習得、論理的な思考力を高めることを目的としている。1年次の科目では全教員が学生それぞれの学力や理解度を顧みながら授業の構築をおこない、専門教育科目の理解につながる知識の修得を目指している。

看護学科では、看護医療系の分野を学修するために必要な準備学修及び文章力を鍛える

ロジカルライティングプログラムを入学前に通信教育で実施している。また、新入生に大学生活や学修についてイメージしやすく、不安解消につなげるために、ミニ講義やグループワークのスクーリングを行っている。初年次教育としては、「大阪青山ゼミナール」を開講し、大学生としての態度やスタディースキルを 13 名の教員が関わりながら個別に指導している。

子ども教育学科では、大学教育への導入として教員・上級生との関係づくり、入学後に履修する専門基礎科目の準備支援を目的に、入学前課題配付とウェブ動画配信、入学前スクーリング、初心者向けピアノレッスンの 3 つを実施している。また、初年次教育では、「学修基礎演習」「キャリアデザイン」「健康子ども学基礎ゼミナール」「子どもの健康と生活」を中心に、学修スキルの修得、キャリア意識の涵養、専門基礎の修得を目指して、学科教員全員による少人数制教育を実施している。

一方で平成 27 (2015) 年 7 月 1 日に設置された共通教育センターでは、「本学の目的を達成するための教育を具現化し、専門教育に繋げるために、実効性のある初年次教育、導入教育、基礎教育および入学前のリメディアル教育等の全学的な取組みについて企画立案、推進する」という目的のもと、学生の特性を踏まえた教育内容やアカデミックスキルの養成について、検討がなされた。

平成 28 (2016) 年度からは、前年度の検討を経たうえで、大学の使命にある「わが国の文化と伝統に基づいた感性」を磨くための科目として、看護学科だけでなく、健康栄養学科・子ども教育学科にも日本文化についての学びを深める科目を設置し、当該学科の 1 年次全員に対して共通教育センター所属の専任教員による「伝統文化を学ぶ」(「伝統文化の世界」)あるいは「上方まなび学」の授業が開講される体制となった。

令和 4 (2022) 年度より、新学長のリーダーシップの下、共通教育センターは共通教育部へと改組し、従来の共通教育センターの目的を引き継いだ上に、これからの時代を生き抜く上で本学の学生に必要となる教養教育とは何かについての議論や、学科をまたいだ教養教育の実施について、その可能性の有無も含めた検討をも進めることとなった。【資料 3-2-3】

そのために、学長を中心とした共通教育改革 WG を発足し、教育に関連した現状の把握と課題の整理及び具体的提案をミッションとして活動した。共通教育改革 WG からの意見を受けて、共通教育部および共通教育委員会において、本学ならではの教養教育ならびに各学科の特色を生かした、実効性のあるリメディアル教育・初年次教育の充実を図るための方策について議論がなされた。

年度末には、これらの議論を広く学内に知らしめる目的で、共通教育部主催のシンポジウム「大阪青山大学における教養教育」を開催し、学生の人間形成にとって、教養教育にはどのような意味があり、今の本学学生には何が必要とされるのかを各学科代表教員が報告し、全学的な教育プログラムづくりのこれからの方向性を大学の全構成員で検討する機会を設けた。

更に、リメディアル教育のひとつとして、大学全体で導入している「アオドリ」(e ラーニング)については、全学科で開講されている「日本語 I」における学修内容の一部として組込むことで、ほぼ 100%の履修率となり、本学学生の日本語の基本的な読み書き能力の向上につながっている。【資料 3-2-4】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法については、学生の主体的・能動的な学修を促すような授業展開を全教員に推奨している。本学は、全学科が対人関係を必要とする専門的職業人の育成を目指している。そのため、授業科目には、実技・実習が大きな比重を占め、学生の主体的・能動的な取り組みが必須となっている。講義科目においても学生の能動的な発言を引き出し、主体的に考えさせるような工夫が行われており、科目の特性もあるが、開講科目の約6割程度において、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション等が取入れられている。こういった教授方法をより効果的なものにするための工夫・開発の推進の役割を担うのはFD推進委員会である。

FD推進委員会では教員の資質及び教育力の向上、学生の基礎学力向上及び専門能力の養成に向けて、定期的に委員会を開催し、令和4(2022)年度は、特に授業アンケート、研修会、FD関連情報の収集について議論し、取り組みを行った。

授業アンケートについては、集計結果をもとに「授業アンケート結果への対応」を作成するよう各教員に依頼し、アンケートを授業改善のために利用する仕組みを整備している。授業アンケートの結果と結果への対応を従来は図書館で閲覧可能にしていたが、今年度よりA-portalで確認できる形に公開方法を変更することで、より学生がアンケート結果への対応(フィードバック)にアクセスしやすくなった。一方で、学生の自由記述の内容について、一部に不適切と見られる記述があるとのFD推進委員会での意見に基づき、そのまま公開することの是非については、今後の検討課題となっている。【資料3-2-5】

また、授業の公開期間を設け、あらかじめ予約をした教員が授業を参観し、その結果を書面にて授業担当者にフィードバックするというピア評価の取り組みを令和4(2022)年度も実施した。その結果については、FD研修会において委員長が取まとめて報告し、授業公開の方法については、より多くの授業を自由に参観できる方が良いとの教員の意見も受け、次年度以降の方法をFD推進委員会で検討中である。【資料3-2-6】

こういったFD推進委員会主導による研修会等に加えて、シラバスを通して、学生の主体的・能動的な学びを促すことにも取り組んでいる。令和3(2021)年度から始まった一連のシラバス改善・充実の取り組みにおいては、教務委員会における議論も経て、シラバス要領を改訂し、令和4(2022)年度のシラバスから、毎回の授業計画に事前事後学修の内容について必ず記載することになった。これにより、学生は毎回の授業前後にどのような学修・準備をすればよいか以前よりも明確になった。教務委員が学科ごとに行った学生インタビューでは、1年次においては以前よりもシラバスを確認して授業に臨む学生の割合が増加傾向にあることが伺えた。【資料3-2-7】

一方で学生にとっては、課題が増えたという認識を抱いている者もあり、主体的な学びという点でさらなる改善が必要であると考えられた。【資料3-2-8】

そのため、3-2-②に記載したように、令和4(2022)年度には、授業科目の目的や求められる学修到達度をより明確にする目的で、教務委員会及び学科での議論を経て、学科ごとに開設科目(一部共通教育に該当する科目を除く)について、主となるディプロマ・ポリシーを紐づけ令和5(2023)年度版シラバスから表記されるように整備した。【資料3-2-2】

また、提出されたシラバスについては、FD 推進委員会、教務委員会で学生の主体的・能動的な学修を促すような内容となっているか、評価の方法等適切であるかの点検を行い、不十分なシラバスについては、修正を求めた。【資料 3-2-9】

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、健康栄養学科や子ども教育学科において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえた科目ナンバリングの導入を進め、学生が教育課程をよく理解した上で、科目履修できる仕組みを強化していく。

学生の主体的能動的な学修促進の工夫については、実態としてどこまで取組みが進んでいるかの検証が必要である。FD 委員会主導により教員へ実態調査を行い、その結果を元に改善方法を検討し、内外の研修において教授法の工夫・効果的な実施を進めていく。授業アンケートについて、結果を受けた各教員の対応については、A-portal での公開に留まっております。実効性をより高めるための対応の可視化については、前年度にフィードバックした事項が次年度に改善されたかを検証する仕組みを、FD 委員会で検討していく。

【資料 3-2-1】令和 4（2022）年度学生便覧 P.9-11

【資料 3-2-2】ディプロマ・ポリシー中項目

【資料 3-2-3】大阪青山大学 共通教育部規程

【資料 3-2-4】e ラーニング「アオドリ」管理者画面

【資料 3-2-5】授業アンケート資料集

【資料 3-2-6】FD 推進委員会議事録

【資料 3-2-7】教務委員会議事録

【資料 3-2-8】シラバス作成要領

【資料 3-2-9】令和 5（2023）年度シラバス

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価については、以下のとおり実施する体制としている。

- ① 学期ごとに行われている授業アンケート結果に基づき、科目担当教員が自己評価する。



- ② 学期ごとの成績を担任及び学科長に周知しており、学生の単位修得状況を直接把握し指導を行える体制としている。
- ③ 4年間の学びの状況が適切に把握できるよう、4年次生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は各学科に資料提供されており、学修の達成状況が点検・評価できる体制となっている。

教育目標の達成状況の点検・評価については、授業アンケート結果を踏まえながら三つのポリシーに基づいた学修成果の点検・評価を行っている。授業アンケート結果から得た情報を元に、各教員が課題を整理し、授業改善を行っている。

4年間の学びの状況の把握については、本学特有のクラス担任制（健康栄養学科および子ども教育学科）や、担任制とチューター制（看護学科）を活用している。この制度によって、入学直後から学生個人個人の学修の進捗状況を把握できると共に、学期ごとの各学生の成績評価内容、単位修得状況についても直接把握が可能となる。具体的には、学生の単位修得状況を元に、担任やチューターは学期ごとに担当学生との個別面談を行っており、それぞれの進路に応じた指導や助言を行いながら卒業まで学修進捗状況を把握している。つまり、担任やチューターとの面談を通して本学の教育目的の達成までの形成的評価を行っているのである。

形成的評価を行う上での客観的指標としては、GPA制度を活用している。このGPA制度については、学生便覧の中でも触れられており、学期初めのオリエンテーションなどで周知の徹底を図っている。【資料3-3-1】。

このGPA制度については、学生の学修意欲の向上という点を第一の目標としていくという共通認識を形成したうえで活用している。

アセスメント・ポリシーについては、令和4(2022)年に策定し、評価項目の確認を行った。令和5(2023)年にアセスメント実施マニュアルを作成し、実施体制を整える。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

科目担当者には、次年度の授業改善に資する資料として授業アンケート結果をフィードバックしている。科目担当者は結果を活用し、学生により分かりやすい授業を行えるよう、常に見直しを行える体制としている。この授業アンケートには任意で自由記述ができるようになっており、その内容についてはすべて学長のもとに届けられる。その結果、確認する必要ありと判断した場合には当該科目受講学生への直接ヒアリングを行い、その結果を踏まえて担当教員と面談を実施することとしている。場合によっては担当者の変更も視野に入れつつ、この面談結果を翌年度の授業内容改善に結びつけている。

また、上述のとおり全学生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は各学科へも提供されており、教育課程改善への基礎資料となっている。

令和4(2022)年度からは、ティーチングポートフォリオを導入し、授業の質の向上と改善、教育活動の正当な評価、教員同士で教育活動を共有し自らの教育活動を省察することによって授業の改善を行い、本学の教育活動全体の質の向上を目指している。ティーチングポートフォリオの導入にあたっては、令和3(2021)年度末にFD研修として、それま

での授業終了報告書に代えてポートフォリオ形式とすることの意義や目的を確認し、教員間で疑問等を出し合い検討する機会を設けた。この1年間については、導入初年度として、学期ごとにポートフォリオの作成を求め、提出されたものを学内サーバに保存し、学内関係者のみに閲覧可能とした。令和5（2023）年度からは、FD推進委員会の主導のもと、教員から問題点等を調査し、内容の改善および開示方法についての検討を行うことで、さらなる教育の質の向上や、教授方法の工夫・開発につながる仕組みを整備していく。

### （3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケート結果に基づく教員表彰等、教員のモチベーション向上に向けての取り組みが十分であるとはいえない。また、授業評価アンケート結果が教員個人の授業改善のための資料にとどまっており、全学的に評価する組織が設けられていないので、ホームページ等を利用して広くステークホルダーに開示する仕組みを検討する。【資料 3-3-2】

GPA 制度については 3-3-①に記したとおり、学修成果の点検・評価体制については整備が進んでいるといえる。

ティーチングポートフォリオについては、初年度の取組であるが改めて教育の目的や今後の目標を書き出すことで、次年度への教育活動への質の向上が期待できる。【資料 3-3-3】

令和4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、評価項目の確認を行った。令和5（2023）年度には具体的な運用について検討していく。

【資料 3-3-1】 令和5（2023）年度学生便覧 p 40：GPA について

【資料 3-3-2】 授業アンケート資料集

【資料 3-3-3】 資料集ティーチングポートフォリオ

### 【基準3の自己評価】

教育課程については、厳格な単位認定、卒業認定がそれぞれの基準に基づいて実施されており、卒業時に確認すべき学修の到達基準としてのディプロマ・ポリシーは明確に定められよく周知できている。

また、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、免許・資格の課程にそった体系的な教育課程が、教養教育を含めて編成されている。教授方法の工夫・開発についても FD 推進委員会を機能させて推進している。

更に、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、GPA 制度の弾力的な導入を行い、これを学生本人による点検・評価に活用させて学修意欲の向上を図るよう努めている。また、担任・チューター制度のもとで各教員が一人ひとりの学生に対して個人面談等のきめ細かな対応を行うことにより、卒業までの学修の状況を継続的に把握して丁寧な指導に当たることができている。

授業アンケートも学修成果を示す指標として有効に活用できている。従来は、各学期末の調査の後にその結果を科目担当者に迅速にフィードバックするようにはしていたが、令和4（2022）年度よりアンケートの方法を A-portal システムを利用したものに変更することで、学生の回答後すぐに科目担当者が回答内容を確認することが可能となった。これらの

アンケート結果については、前掲したように、科目担当者が自己評価とともに改善改革を付したコメントを A-portal 上に入力する形で提出することが義務付けられている。教育システムを効果的に活用することで、学生の授業評価が迅速に集約され、学内で広く開示され透明性が担保されるとともに、各教員からの改善に向けた報告書のコメントの集約や、一部教員へのヒアリング（学長、学部長による）の実施等によりつねに授業改善に向けた努力が継続されている。

以上のことから、基準3について、各項目の要件を満たしているといえる。

#### **基準4. 教員・職員**

##### **4-1 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップについては、「大阪青山学園組織規程」第16条において、「大学長は大学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、大学の最終責任者としての職務と権限を有し、大学を代表する。」とされており、校務の最終決定権が学長にあることが規程上も明確である。

したがって、本学の運営に関わる意思決定は学長が行うが、学長を補佐し運営上の諸課題に対応するための会議として、学長主催の「大学運営推進会議」を設置し、協議の場を設けている。また、この会議規程の第4条の第2項には「学長に事故ある時は、副学長が代行する。」とあり、組織上の役割が明確に表されている。大学運営推進会議は、学長、副学長、学部長（現在は副学長が兼務）、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、情報教育センター長、事務局長、総務部長で構成し、学長が必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

教育研究に関わる意思決定は学長が行うが、学長が決定を行うに当たり、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③その他教育研究

に関する重要な事項については、法人組織規程に定められた「健康科学部教授会」並びに「子ども教育学部教授会」が意見を述べることとしている。【資料 4-1-1】

教授会は、学長、副学長、学部長及び専任教授をもって組織し、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えて審議することができるとしている。教授会は、原則毎月 1 回開催している。学長は、学部の教授会に関する事、その他教育研究上の重要事項に関する事など、大学運営上の諸課題を検討し改善に資するための各種委員会をつかさどった教学マネジメントを行っている。特に、学生教育に直接的に関係する審議事項については、その都度、学長に進言し、迅速に対応・改善できるような体制を整えており、大学としての機能をより強化し実質的な協議が推進できる体制を整えている。【資料 4-1-2】

このほか学長から直接付託を受けて「情報公開プロジェクト」が設置された。8 回のプロジェクトミーティングを通して、教員の情報公開に関する見直しが行われ、教員情報として、一般情報、研究情報、および活動情報に分けて本学ホームページに公開された。これに伴って、「情報公開規程」を廃止して、財務情報及び教学情報を包括し、現状に即した「情報の公開及び開示に関する規程」を制定した。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

教育研究に関わる各種委員会は学長の諮問機能的役割を持ち、各委員会で議案化された課題や企画に関する事項については、必要に応じて大学運営推進会議、教授会に諮っている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、各種委員会で議案化された課題や企画に関する事項については、必要に応じて大学運営推進会議や教授会の意見を聴き、学部・各学科運営上の諸課題についても必要に応じて情報を収集し、教育・研究活動と管理運営上の意思決定や業務執行における適切なリーダーシップを発揮している。重要な案件については、学長が学部長や関係する委員会の委員長と意見交換しながら取組み上の課題を洗い出し、課題解決に関する指示や調整を行っている。また、年度初め、年始において全教職員に向けて、学長としての意見や意思を明確に示すなど、より充実した教職協働による大学運営となるよう努めており、適切なリーダーシップが発揮されているといえる。

副学長については「学校法人 大阪青山学園組織規程第 17 条」に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、学長の職務を代理し、又は学長の食部を代行する。」とあり、現在は教授 1 名と事務局長が役割を分担してその任にあっている。学長の命を受けて校務をつかさどるという規程の下、大学運営推進会議、教授会等に学長とともに出席し、必要に応じて学長が意思決定を行う際のサポートする役割を果たしており、教学マネジメントにおける権限の適切な分散と責任に配慮している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能

教学マネジメントの遂行にあたり、教職協働による大学運営の機能を強化していくため各種委員会には職員をその構成員として配置している。まず大学運営推進会議には、規程上のなかに事務局長、教務部長、進路支援センター長、入試部長、総務部長を構成員として職員を位置付けている。また、学長が必要と認めた場合にはその他の職員や各種委員長を構成員として加え、意見聴取を行うこともできる。【資料 4-1-2】

教務委員会においては、教務部長及び教務部職員が出席し、FD 推進委員会においても教務部長、総務部長が構成員に含まれている。【資料 4-1-5】

以上のように、教学遂行上の組織の中に職員が適切に配置されており、教職協働による機能的な教学マネジメント体制が整えられている。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定は、各種委員会等で企画・議案化された事項を、学長が必要に応じ大学運営推進会議、教授会の意見を聴いて決定されるという仕組みで運営されており、学長は意思決定の中心的役割を果たし、適切なリーダーシップを発揮している。また、副学長による補佐の体制、教職協働による教学マネジメント遂行の体制も整っているといえる。

学長が更にリーダーシップを発揮できるよう、各種委員会と教授会及び大学運営推進会議の間で往還される協議の場をより一層活性化させ、更なる教学マネジメントにおける機能強化を図っていく。

【資料 4-1-1】 大阪青山大学健康科学部教授会規程、大阪青山大学子ども教育学部教授会規程

【資料 4-1-2】 大阪青山大学運営推進会議規程

【資料 4-1-3】 大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程

【資料 4-1-4】 令和 4(2022)年度情報公開プロジェクト報告書

【資料 4-1-5】 大阪青山大学教務委員会規程

## 4-2 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員数は、令和4(2022)年5月1日現在で健康科学部健康栄養学科では20人、看護学科では36人(内助手6人)、子ども教育学部子ども教育学科18人、合計74人となっており、設置基準による必要専任教員数を十分に上回る教員数を確保している。

なお、専任教員の職位別の内訳は、教授26名、准教授19名、講師15名、助教10名、助手6名となっている。

教員の採用については、「大阪青山大学 教育職員人事規程」第3条に定める「教員の採用等にあたっては、教育研究業績、学会及び社会における活動、教育研究についての見識、本学園の建学の精神と教育理念への理解等を総合的に考慮してこれを行う。」を採用の原則とし、人事委員会及び教育職員資格審査委員会に諮り、理事会の議を経て理事長が決定する。【資料4-2-1】採用時の資格審査については、「大阪青山大学 教育職員資格審査規程」で職位の資格を定め、教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を総合的に審査している。【資料4-2-2】

教員の昇任については、人事委員会の方針に基づき、教育職員資格審査委員会において「大阪青山大学 教育職員資格審査規程」に定める職位の資格、及び教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を総合的に審査している。

専任教員の専門分野のバランス的配置は、教員の採用時に人事委員会及び教育職員資格審査委員会で検討し、学部、学科の教育課程運営が適正に行えるよう考慮している。また、各学科にはそれぞれの専門性に応じた資格取得課程を有する養成施設であることから、関係省庁の定める教員資格及び分野に準じた教員も配置している。

専任教員の担当授業持ちコマ数は、「教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規」において、年間を通じて1週当たり7コマ(1コマ90分とする。)を基本としている。【資料4-2-3】

兼任教員については、各学科が定める教育目的及び教育課程に即した、専任教員の専門分野と配置を考慮し、慎重に検討し任用している。

その他、教員の実績を客観的かつ公正に評価するため令和4(2022)年度は教員自己評価を試行し、令和5(2023)年度から実施が予定されている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の研修、FDについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第3条で「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と定め、FD推進委員会主導の下、適宜研修会を開催している。更にFD活動を推進するため、「大阪青山大学 FD推進委員会規程」において、その目的を第一条に定め「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベ

ロップメント推進委員会を置く。」としている。推進事項については第2条で「①授業改善のための基本方針の策定に関すること。②教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。③各学科の教員へのFD活動の啓発に関すること。④教員の教授活動の支援に関すること。⑤教員の研修会及び講習会の開催に関すること。⑥FD活動に関する情報の収集と提供に関すること。⑦その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項」を定めている。具体的な活動としては、毎年度全教員を対象とした研修会および教員相互の授業公開を実施している。コロナ禍の中でも、令和4(2022)年度においては、FD委員会単独で、以下の通り研修会を開催した。

① ティーチングポートフォリオおよびウェブ授業アンケートの導入について

日 時：令和4(2022)年6月30日(木) 16:30~17:30

場 所：4号館6階 大講義室

講 師：子ども教育学科 黒澤祐介准教授

参加者：40名(教員37名、職員3名)

② 配慮の必要な学生への教育・支援について

日 時：令和5(2023)年2月9日(木) 15:00~16:00

場 所：4号館6階 大講義室

講 師：宮城学院女子大学 特別支援コーディネーター 蒔苗詩歌氏

参加者：45名(教員43名、職員2名)

③ 授業公開の振り返りおよび授業アンケートについて、およびシラバスに関する意見交換

日 時：令和5(2023)年2月13日(月) 14:00~16:00

場 所：4号館5階 4-505教室

講 師：子ども教育学科 黒澤祐介准教授

子ども教育学科 高木典子教授

参加者：46名(教員44名、職員2名)

④ 授業公開

実施方法：全学的に授業公開期間を設け、事前申し込みの上、期間内に参加。参加教員は授業参観レポートを作成し、授業担当教員へフィードバックを行った。

実施期間：2022年11月14日(月)~11月19日(土)

参観者数：55人（延べ人数）

### (3)4-2の改善・向上方策（将来計画）

健康科学部の専任教員の必要人数については、各学科とも十分に余裕をもった数の教員を適切に配置している。看護学科の助手について設置計画通りの人数確保をするようにと文科省からこれまで指導があったが、令和2(2020)年度中に設置計画時の人数を確保している。

引き続きFDを充実させていくためには、継続的な研修や柔軟に対応できる授業公開等を計画しながら、より一層の活性化に取り組んでいく。また、教員評価については規程を整備すると共に、令和3(2021)年度より試行的に運用開始している。教員評価を元にした処遇への反映のあり方については、全体的な教員評価の結果を踏まえた上で今後具体化していく予定である。

【資料4-2-1】大阪青山大学教育職員人事規程

【資料4-2-2】大阪青山大学教育職員資格審査規程

【資料4-2-3】教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規

【資料4-2-4】大阪青山大学FD推進委員会規程

## 4-3 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

#### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学改革の推進、学生サービスの向上、業務改革・改善等のためには、業務遂行能力及び課題解決能力を持ち得た職員が不可欠である。職員の資質向上と自己啓発を促し、本学諸施策の実現を積極的に遂行し、経営基盤の強化を図れる人材を養成するSD(Staff Development)活動の重要性が一段と増している。

本学の事務職員のSD活動は、SD推進委員会が中心となり、組織施策達成研修とキャリア支援研修を二本の柱として企画・立案し推進している。【資料4-3-1】



## 大阪青山大学

組織施策達成研修は、本学の諸施策を実現すること、日常業務の課題を発見し解決することを目的とし、学内での全学的研修を実施している。

令和4(2022)年度は、以下のテーマについて合計7回実施した。テーマとしては、大学が取組んでいる施策や、社会全体でも課題となっている問題などを広く取上げている。職員だけでなく教員の参加も推奨しており、一部はFD研修会と合同開催としている。

- ① 日 時：令和4(2022)年6月29日(水) 16:30～  
担 当：宇野保範事務局長兼副学長  
テーマ：内部監査について、決算報告  
参加者数：65名
  
- ② 日 時：令和4(2022)年8月30日(火) 16:00～  
担 当：産業医 山村周平先生  
テーマ：メンタルヘルス研修  
参加者数：75名
  
- ③ 日 時：令和4(2022)年9月29日(木) 16:30～  
担 当：ライフキャリア・アイ社会保険労務士事務所 塚田 香織先生  
テーマ：ハラスメント研修  
参加者数：76名
  
- ④ 日 時：令和4(2022)年10月25日(火) 16:30～  
担 当：介護福祉別科設置準備室 城田 忠次長  
テーマ：介護福祉別科について  
参加者数：53名
  
- ⑤ 日 時：令和4(2022)年11月29日(火) 16:30～  
担 当：経営企画室 望月京輔室長  
テーマ：大学IRについて  
参加者数：56名
  
- ⑥ 日 時：令和5(2023)年2月27日(火) 15:00～17:00(2部方式)  
担 当：子ども教育学科 高木典子教授、西堂直子准教授  
テーマ：合理的配慮について  
参加者数：70名
  
- ⑦ 日 時：令和5(2023)年3月23日(木) 16:30～17:30

担 当：広報室 北川知和室長  
テーマ：ホームページ改定について  
参加者数：56名

職員の人事評価制度について数年間の試行期間を経て、令和3(2021)年度の評価を踏まえた給与・賞与等の処遇反映に向けた運用を令和4(2022)年4月より開始した。【資料4-3-2】

これにより高いパフォーマンスを発揮した人材の処遇改善を「見える化」できる人事評価制度となった。合わせて、ノーワーク・ノーペイの原則適用や、最近の社会情勢に沿わない、または合理性に乏しい手当等の拡充・見直しを実施した。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会の変化やニーズに対応していくためには、教育・研究体制の再編や経営基盤・管理運営体制の見直しを行い、迅速かつ的確な意思決定と実施を図っていく必要があり、これらに対して果敢に挑み、取り組むことのできる企画力を持った大学事務職員の育成が不可欠である。また、定型的な業務を含め、効率的に業務が執行できる体制を整えるため、組織の見直しや事務改善を不断に行うことも重要である。このためには、計画的な人事異動と育成が必要であるため、SD推進委員会を中心とした育成活動や研修制度を通じた他部門業務の見える化、総務部における人員配置見直しを進めていく。更に令和4(2022)年度から適用開始した人事評価制度も、事前説明会などもあって移行に大きな問題はなかったが、評価者訓練や適切な評価面談などを実施しながら運用面での定着を進めていく。

【資料4-3-1】大阪青山大学 SD推進委員会規程

【資料4-3-2】大阪青山大学職員人事評価実施規程

## 4-4 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室は、助手と一部の助教を除いて単独利用の研究室となっており、室内には水回りも含め研究活動に必要な備品・物品を整備している。また、教員の研究に専用な共同実験室を2室および、動物飼育室、心理学実験室を設置しており、実験研究を主体とする教員の研究活動が円滑に進められるよう配慮している。【資料4-4-1】

研究室については「大阪青山大学研究室利用要領」に則った利用・活用を全教員に対して徹底している。また実際の研究室・実験室等の衛生状況については、教員個人への聞き取りを行い、実験室の管理が適切に行われていない場合は必要に応じて注意喚起を実施している。また、教員個人研究費規程では、研究費の使用に当たっては、各教員が年度当初に当該年度の「研究計画書」を提出し、当該年度の研究成果や課題については翌年度の5月末日までには「研究報告書」を提出することを義務付けている。【資料4-4-2】

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については「大阪青山大学研究倫理指針」を定め、研究の自由を保障するとともに研究における倫理的規範を遵守するよう全教員に求めている。研究を推進するにあたり、日本学術振興会が提供している研究倫理に関するeラーニングを受講することを課している。また、卒業研究に関しても「卒業研究に係る研究倫理指針」を定め、学生に対して研究上の責任と自覚、法令遵守と人権・福祉の尊重などについて指導を徹底している。

研究倫理に関する具体的事項については、「大阪青山大学研究倫理審査委員会規程」を厳格に運用し審議している。倫理審査が必要な研究については教員からの申請を義務付け、自然科学・社会科学・人文科学の各分野の研究に携わる教員および事務職員を加えた研究倫理審査委員会で審議している。研究倫理審査委員会において修正意見等が付された場合には、再検討のうえ再度申請することを求めており、厳格かつ適正な審査を行っている。【資料4-4-3】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学として、教員各個人に研究費を配分し支給している。研究費は研究図書費、研究備品・消耗品等、研究旅費に区分し、各教員に一律の金額を定めて支給している。研究費使用にあたっては、前述した「研究計画書」に研究費の使用用途を明記することが義務付けられている。また、使用に際しては所定の手続きを取ることを義務付けている。なお令和4(2022)年度より個人研究費の見直しを行い、教授や特任教授については競争的資金獲得を目標に定め減額を行っているが、助手については若手研究者の育成を図ることを目的に増額することを決定した。

その他、学際的研究の奨励といった観点から本学の教員相互の連携・協働による共同研究や本学教員と学外研究者との共同研究に対する研究費の支給の制度も整備している。なお、新規研究の推進における日本学術振興会の科学研究費助成事業などの外部資金の獲得も奨励しており、科学研究費の最新情報や申請書の記入方法に関するオンラインセミナーなども実施する他、令和4(2022)年度からは、科学研究費補助金及び競争的外部資金獲得

のための「スタートアップ研究事業」を設け、若手研究者や新規研究の推進体制をより一層強化している。また競争的資金や助成金の獲得についても推奨しており、共同研究の実施する際の研究環境も整えている。

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については適切な環境が整備され、有効に活用することができている。また研究倫理に関する規則を整備しており、厳格に運用している。研究費等の資金配分に関する規則も整備し、設備なども整えている。今後の課題としては、各教員の研究が充実・発展するよう研究環境を適宜見直しながら支援の体制を整えることがあげられる。

【資料 4-4-1】 大阪青山大学本館 1 階平面図

【資料 4-4-2】 大阪青山大学研究室利用要領

【資料 4-4-3】 大阪青山大学研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-4】 令和 4（2022）年度学長裁量経費の公募について

### 【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが適切に発揮できるような補佐体制が整備されている。教職員については各学科の特性（養成施設としての要件）に応じた適切な配置がなされ、事務組織についてもそれぞれの業務にあたる職員が適正に配置されている。FD、SD の取組みも計画的に実施され、教職員の参加状況も良好である。また、研究資金の分配をはじめとする研究活動の支援体制も整えており、基準 4 についての要件を満たしていると評価できる。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人大阪青山学園は、「学校法人大阪青山学園寄附行為」の第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する。」と目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを表明し、これらの法の趣旨に沿って組織体制や諸規程を整備し、堅実に運営を行っている。【資料 5-1-1】

経営の規律と誠実性の維持を表しているものは、この寄附行為に加えて、令和2(2020)年度に制定した「学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード」があり、私立大学の自主性・自立性の尊重、学校法人運営の基本、教学ガバナンスに加えて、公共性・信頼性、そして透明性の確保について定め、寄付行為・学則とともにホームページ上で公開している。【資料 5-1-2】

更に組織の倫理・規律に関する資料としては、「学校法人大阪青山学園組織規程」があり、学部長、学科長、その他の長の設置について、更に事務組織、管理組織、組織図、学園の職員を明確に定めている。【資料 5-1-3】

経営の具体的方針に基づき中長期計画を策定しており、本学では、これまで5か年ごとに中期計画を策定している。平成21(2009)年9月に策定した「中期5か年計画」、平成28(2016)年4月に策定した「第2次中期計画」に続き、令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月までの5年間を期間とする「第3次中期計画」を策定し、令和4(2022)年度も「第3次中期計画」に基づいた運営を行った。本計画では、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2層目にタグラインとして「輝く未来に繋がる教育」そして第3層に「第3次中期計画ビジョン」、第4層に「第3次中期計画において目指す学園像」を示している。

またビジョンとして「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」という理念を掲げ、目指す学園像として次の4つを掲げている。

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

この計画を全学教職員に周知し、その実効性の確保に努めている。

また平成27(2015)年4月以来掲げているタグライン「輝く未来へ繋がる教育」によって、グローバル化する現代社会の多様な課題解決に向け、大学教育に求められる一層の高度化と質の向上に応えていくことを表明し、教職員への共通認識を図るとともに、ホームページで公開し、学内外に示している。また私立学校法第63条の2、学校教育法施行規則第172条の2、更に教育職員免許法施行規則第22条の6等に規定する情報項目の

公表、私立学校法第47条に規定する財産目録等の備付け及び閲覧に供する点についても、「学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程」を定め、ホームページ上に公開するなど適切に実施している。【資料5-1-4】【資料5-1-5】

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を達成するため、第3次中期計画を基に、各年度の全学的な事業計画及び予算を設定している。具体的には、各学科・部署で事業計画案及び予算案を策定し、財務担当理事を中心に常任理事等が各案についてのヒアリングを行っている。事業計画と予算のヒアリングポイント及び策定プロセスとしては、第3次中期計画の実行に向けた取組み、三つのポリシーに基づく成果への期待、経費の妥当性の3点を中心に各学科・部署の代表者から丁寧に聴き取りを行った上で、評議員会の意見を聴き、理事会で決定するものとしている。特に教学面の事業計画については、各部・各学科・各センター内で詳細を策定し、それらは大学運営推進会議や教授会等を経て、理事会に付議されている。各年度の中期計画の実施状況に関する報告確認については、期中及び期末において、経営企画室が各学科・部署宛に各計画の進捗状況についての報告を求め、とりまとめ後、経営に報告されている。また主要計数についても「学園ダッシュボード」として理事会に定期的に報告されている。なお令和4(2022)年度も年度終了時に、各学科・部署宛にアクションプランの進捗状況を求め、基礎データと財務情報等を加えた「令和4(2022)年度事業報告書」として取纏め、理事会、評議員会に付議した後に、学内外に公表している。【資料5-1-6】

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、学科で個別対応すると同時に、全学的にも対応している。まず環境保全への配慮として、省エネルギー・省資源対策等について、掲示等により教職員や学生に対し周知及び啓蒙を行っている。例えば、エレベーターの乗り口には、階段の利用を促す掲示をしている。また5月～10月はクールビズを実施している。特に令和4(2022)年度は電気代が高騰したため、電気の使用については、教職員・学生へ節電の協力を依頼し、月ごとの結果について教職員へ掲示することで節電意識を高め、電気量の引下げに努めた。実習等で利用された廃油については、リサイクル業者にその処理を依頼し、パソコンプリンターの廃インクパッケージは回収・再利用のために処理をするなどきめ細かく取組んでいる。施設設備や物品の維持管理は、「学校法人大阪青山学園固定資産及び物品管理規程」及び「学校法人大阪青山学園施設等管理規程」に基づき実施している。【資料5-1-7】【資料5-1-8】

人権への配慮としては、学園に人権委員会を設け対応することを定めた「学校法人大阪青山学園人権委員会規程」を整備している。本規程の第6条では、必要に応じてハラスメント調査委員会を設けて依頼者からの申し出に対応することも盛り込んでいる。【資料5-1-9】

また、学内には「人権・ハラスメント相談室」を設け、学生および教職員のハラスメントに関する相談に随時対応できる体制を整えている。ハラスメントについては、発生そのものを抑止するため、「学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、学園全体の意識向上、啓発に努めるとともに研修の機会も設けている。【資料 5-1-10】

「学校法人大阪青山学園公益通報等に関する規程」更に「学校法人大阪青山学園利益相反マネジメント規程」を整備し、法令違反等への通報に関する対応や研究開発のための環境整備に向けた取組も行っている。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

令和 5(2023)年 2 月には大阪市が取組む環境改善効果のあるグリーン化事業に資金充当することを目的に発行された「大阪市第 1 回公募公債(グリーンボンド)」に本学も 20 百万円の投資を行い、その旨をホームページ上に公表している。【資料 5-1-13】

安全への配慮として、火災・地震対策については、消防設備等の定期的点検を毎年 1 回実施している。令和 3(2021)年度より箕面キャンパスでは警備体制を全面的に見直し、効率的な機械警備を導入した。日中の人的な警備と夜間の機械警備を適切に組み合わせることにより、緊急に発生するイベントへの警備の拡充などについても弾力的な対応ができる体制に変更している。また、北摂キャンパスでは令和 5(2023)年度開校予定の介護福祉別科に備えて、監視カメラを含めた警備体制の見直しを実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、ウイルス対策用ソフトを活用し、システムの安定性・安全性確保のためにネットワークセキュリティシステムを調整しつつパフォーマンスの向上を図り、あわせて情報システム全体のセキュリティ向上を規程整備と合わせ図っている。具体的には、令和 4(2022)年度は学内の通信環境の改善に向けた取組みに加えて、「大阪青山大学情報セキュリティポリシー」の制定等を実施している。

【資料 5-1-14】

全学的な危機管理については、「学校法人大阪青山学園危機管理規程」「大阪青山大学危機管理委員会規程」により大枠を定め、個別事象については、「危機管理基本マニュアル」「大阪青山大学救急対応マニュアル」に従い、全教職員・学生に対応方法を周知している。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

新型コロナウイルス感染症の影響により、学園運営はこの 3 年間混迷を極めたが、学長のリーダーシップの下、適宜危機管理委員会を招集し、各種課題の解決に向けた協議と対応策を決定し、実行している。学生と教職員の安全確保とともに学生の学修機会の保証に取り組んでいる。

なお、災害時の避難訓練については、教職員を対象として、災害時の初期対応行動と避難経路の確保等の訓練を行ってきたが、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、実施を見合わせている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、経営の規律と誠実性の維持のために、建学の精神に則り、その社会的責務を認識し、使命・目的が常に実現できる組織として、今後とも時代の変化に即応し継続して改善に努めていく。

また安全への配慮としての危機管理は、これまで新型コロナウイルス蔓延への対応に多くの時間と労力を割いてきたが、今後は近年増加する自然災害への対応やサイバー攻撃への対応についても十分留意し、それらのリスク低減に向けた取組を強化していく。

令和5(2023)年度には中期的な設備及びシステム計画を策定し、施設改修工事の実施やシステム面の環境改善に向けた取組などを着実に実現させていく。

- 【資料 5-1-1】 学校法人大阪青山学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-3】 学校法人大阪青山学園組織規程
- 【資料 5-1-4】 Conceptbook1 ページ（タグライン掲載部）
- 【資料 5-1-5】 学校法人大阪青山学園情報公開規程
- 【資料 5-1-6】 令和4(2022)年度事業報告書
- 【資料 5-1-7】 学校法人大阪青山学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人大阪青山学園施設等管理規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人大阪青山学園人権委員会規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-11】 学校人大阪青山学園公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-12】 学校法人大阪青山学園利益相反マネジメント規程
- 【資料 5-1-13】 グリーンボンド投資表明
- 【資料 5-1-14】 大阪青山大学情報セキュリティポリシー
- 【資料 5-1-15】 学校法人大阪青山学園危機管理規程
- 【資料 5-1-16】 大阪青山大学危機管理委員会規程
- 【資料 5-1-17】 危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-18】 大阪青山大学救急対応マニュアル

## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。



(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、学校法人大阪青山学園寄附行為第 11 条に規定している。理事会は十分な意思決定のできる経験豊富な理事で構成され、8 月と 12 月を除き毎月開催している。各理事に対し年間開催日を年度当初に案内し、出席率を高めている。【資料 5-2-1】

理事会の開催については、開催通知と共に議案に関する資料を同封のうえ事前送付し、当日の審議を円滑に進めるとともに、欠席時の委任状の意思表示が明確にできるようにしている。理事会では毎回、各理事からの活発な意見や質問が見られている。

また、理事会に先立ち、常任理事会も同様に開催され、常任理事会規程に基づく各種の議案を協議のうえ決定するとともに、各部門より適切に報告を受けている。常任理事会では法人に関する情報を共有し、課題が発見されれば関係委員会と協力して解決の方策を議論し、課題の解決に努めている。【資料 5-2-2】

令和 4(2022)年度に開催された理事会で理事の欠席は累計 4 名で、欠席理事からは、委任状の提出を適切に受けている。理事会では、学園の経営について重要な事項が審議され、迅速な決定が求められるため、非常勤理事に対して法人の動向などの情報を可能な限り詳しく提供している。理事会が慎重かつ円滑に審議を行えるよう、理事会開催約 1 週間前までには理事長をはじめ常勤の理事を中心とした常任理事会を開き、議案の審議・調整を図っている。なお、理事の選任については、学校法人大阪青山学園寄附行為第 6 条に規定し、適切に選考しており、定数も満たしている。

理事会の過去 3 年間の開催状況及び理事等の出席状況は、以下のとおりである。

[過去 3 年間の理事・評議員出席状況]

令和 2 年度	4月1日		5月26日		6月26日		7月31日		9月25日		10月23日		11月27日		1月22日		2月26日		3月26日	
	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数
理事	8	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8
監事	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
評議員			13	17					15	17			14	17					13	17

令和 3 年度	4月28日		5月26日		6月25日		7月30日		9月24日		10月22日		11月26日		1月28日		2月25日		3月25日	
	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数
理事	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
監事	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
評議員			15	17					14	17					12	17			15	17

令和 4 年度	4月22日		5月26日		6月24日		7月29日		9月30日		10月28日		11月25日		1月27日		2月24日		3月24日	
	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数	出席	定数
理事	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	7	8	8	8	8	8	7	8	7	8
監事	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
評議員			14	17											16	17			14	17

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後の法人を取巻く厳しい社会環境に対応し、理事会で迅速な決定を遂行するため、常任理事会は学園の課題解決に向けて更に情報の共有を図り、各委員会との連携を深める必要がある。理事会運営そのものも理事の知見を最大限発揮して、効果的に行うため、今後も前年に引続き理事会アンケートを実施するなどして、理事の要望や意見を踏まえた各種の取組みを進めていく。【資料 5-2-3】

今後は更に理事会資料の改善、改良を進めるとともに、議案等のデータ送信や送付の早期化を図るなど、理事会の活性化、効率化も進める。

【資料 5-2-1】 学校法人大阪青山学園寄附行為

【資料 5-2-2】 常任理事会規程

【資料 5-2-3】 理事会アンケート

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

教学に係る意思決定は毎月開催される大学教授会にて協議の上、学長が決定している。また大学教授会開催の前には、学長、学部長、各学科長、事務局長、総務部長、教務部長等より構成される大学運営推進会議において議案の事前確認とチェックを行い、重要議案の事前検討を実施している。また各部門からの協議事項は、総務部で取纏めを一旦行い、議案整理を毎月実施している。教職員の提案事項も企画整理されたうえで、各部署内で審議し、その後に各種の協議機関に協議事項等として起案されている。事案の大きさによっては、大学運営推進会議等の俎上に上るケースもある。

また、法人全体の運営に係る事案は、常任理事会更に理事会に付議を行うこととし、詳細については「学校法人大阪青山学園理事会業務委任規程」更に「理事会業務の委任基準」を定め、理事会決定事項やその他常任理事会への委任事項、学長・園長への委任事項を設定し、適切に運用している。なお各理事には令和 4(2022)年 4 月 22 日開催の理事会において役割分担を実施している。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】

また、理事会に付議する議案によっては、評議員会において事前に意見を求めるなど寄附行為に基づいた対応を実施している。評議員会の出席状況としては 3 回開催された

評議員会を欠席している評議員は累計7名いたが、該当評議員からは委任状の提出を受けている。

なお、こうした理事会や評議員会の議事内容は、寄附行為に従い、議事録として整備され、記録化されている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

評議員会の過去3年間の開催状況及び評議員等の出席状況は、5-2 理事会の機能(2) 自己判定の理由において示した表のとおりである。

監事監査については、毎月計画的に実施しており、監事から各種事案に対する意見を受けている。監事監査の内容については、議事録を作成して学長、理事長に都度報告している。【資料 5-3-6】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学校法人大阪青山学園寄附行為第5条の2に基づき監事2名を置いている。監事の選任については、同第7条第1項の規定より適切に選任している。また、監事の職務については、同第7条第3項に規定し、法人の財産の状況及び理事の業務執行状況の監査を行っている。

監事は、財務監査について公認会計士との意見交換を定期的に行い、財務状況を把握した上で理事会に意見を述べている。理事会は年間10回開催されており、監事は毎回出席し必要に応じ意見を述べ、理事会に対してのチェック機関としての役割を果たし、議事録署名人として毎回署名を実施している。

令和4(2022)年度は、経営企画室では、「学校法人大阪青山学園内部監査規程」「内部監査マニュアル」、「令和4(2022)年度内部監査計画」に基づき、上期は学生支援センターへ、下期は看護学科事務室への業務監査・会計監査を実施した。各監査後は、監査報告書を作成して理事更に監事に対する報告が行われた。また、事後における被監査部署へのフォローも適切に実施されている。【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

学校法人大阪青山学園寄附行為第18条により評議員会を設置している。評議員の定数は15人以上20人以内(現在17人)で組織し、原則年間3回(5月、1月、3月)開催している。理事長は、同第20条で規定している事項については、理事会に先立ち評議員会の意見を予め聴くことになっているため、関連議案では意見を求めている。また、同第21条により、評議員会から役員に対して意見具申等もできるよう規定されている。

評議員の選任については、同第22条に規定されており、選任条項に基づき適切に選任され、評議員には大学教員も含まれており、法人と大学教学部門との相互チェックが実施されている。【資料 5-3-9】

大学の意思決定において法人・大学間の意思疎通と連携は常任理事会を中心に適切に実施されている。また、理事長が常に理事会の議長となってそれを運営し、適切なリーダーシップを発揮できる内部統制の仕組みが整っている。

各管理運営機関の相互チェックの体制も整備している。

監事は適切に選出されており、「学校法人大阪青山学園監事監査規程」に基づき、監事監査に関する監査計画を策定し、各種の監査を実施するとともに、監査報告書の作成・開示も適切に実施している。監事監査の際に、理事長、学長、常務理事、総務担当理事からのヒアリングも実施するなど、監事業務の実効性を高める取組みも行われている。また監事は内部監査部門からの内部監査結果について本年度は前後期各1回ずつ報告を受けている。【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】【資料 5-3-12】

【資料 5-3-1】 学校法人大阪青山学園理事会業務委任規程

【資料 5-3-2】 理事会業務の委任基準

【資料 5-3-3】 役員の担当職務について

【資料 5-3-4】 令和4(2022)年度理事会議事録

【資料 5-3-5】 令和4(2022)年度評議員会議事録

【資料 5-3-6】 令和4(2022)年度監事監査議事録

【資料 5-3-7】 学校法人大阪青山学園内部監査規程

【資料 5-3-8】 令和4(2022)年度内部監査計画

【資料 5-3-9】 学校法人大阪青山学園寄附行為

【資料 5-3-10】 学校法人大阪青山学園監事監査規程

【資料 5-3-11】 令和4(2022)年度監査計画書

【資料 5-3-12】 令和4(2022)年度監査報告書

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、理事、監事、評議員の選出等の在り方についての議論が進められているため、こうした法令等をはじめとした大学を取巻く環境の変化に対応すべく、アンテナを高く掲げ、変化への対応を適切に図っていく。

## 5-4 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第1次、第2次中期計画において本学は、継続的に財務・運営の改善を目指してきた。令和2(2020)年度には、短期大学部の募集停止を行うなど厳しい対応を余儀なくされたが、一方で、平成27(2015)年に新設した看護学科が完成に至り、健康栄養学科においてはコース制を導入し、学園施設・設備の整備も計画的に実施した。学長のリーダーシップによる大学改革および業務運営の見直しを推進した結果、財務内容は改善傾向になったが、令和3(2021)年度以降においては入学生の減少から学納金収入は減少している。財務計画との開きが生じているため、令和4(2022)年度も予算方針をまず策定し、その後に各部門とのヒアリングを重ね、令和4(2022)年度予算案と事業計画を評議員会及び理事会に付議し、改善に向けた取組みを進めた。【資料5-4-1】【資料5-4-2】

令和4(2022)年度は令和5(2023)年1月、更に3月に補正予算を評議員会、理事会に付議し、編成している。

第2次中期計画において達成できなかった重要事項については、[基準項目1-2-③中長期的な計画への反映]でも説明したように、第3次中期計画でも引続き取り組んでいる。【資料5-4-3】

また、大学を取巻く環境は、今後更に厳しくなると想定されることや私学法改正により中期計画の重要性が増しているため、第3次中期計画では、幼稚園も含めた学園全体の計画策定を行い、KPIを設定し、各学科・部署の作成するアクションプランに基づき、進捗管理の徹底を図っている。【資料5-4-4】【資料5-4-5】

「第3次中期計画」については学内外に浸透を図るため本計画に関する分かり易い資料を作成し、「学園広報誌 OASIS(令和3(2021)年7月号)」や法人ホームページに「第3次中期計画」の概要を掲載するとともに事業報告書へも進捗状況を記載するなどして、広く学園関係者に新しい計画と進捗状況の周知を行っている。また学内においても第3次中期計画の進捗等について学内決算説明会を通じて教職員に共有を図るとともに、改善に向けた取組を副学長より教職員に促している。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の資産総額は令和4(2022)年度末で約160億円となっており、このうち純資産が占める割合は96.6%で、私学平均よりも良好な水準である。また総負債比率も令和4(2022)年度末で約3.5%と私学平均以下の水準である。また事業報告書でも示している主要財務比率の内、流動比率、負債比率、資産構成比率も過去3年間において水準以上若しくは水準並みとなっていることから財務における安定性及び健全性は高く、大学の存続を可能とする財政基盤は維持されている。

大阪青山大学

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	5年間平均	令和3年 全国平均
純資産構成比率	94.7%	95.0%	95.6%	96.2%	96.6%	95.6%	85.8%
流動比率	235.6%	209.0%	240.8%	262.1%	289.4%	247.4%	260.2%
総負債比率	5.3%	5.0%	4.4%	3.8%	3.5%	4.4%	14.2%

本学の使命及び教育目的の達成のため、令和4(2022)年度については第3次中期計画をベースに事業計画を策定し、予算案を立案した。毎月の収支状況は、総務部経理課より提示される試算表、予実管理表、資金繰表等により総務部長、事務局長（財務担当理事）、理事長のラインに報告され、財政状況を迅速に把握できる体制を整備している。

令和4(2022)年度については入学者数の減少から収入が減少したが、資金面や手元流動性の安定化にむけて、保有する稀観書の文化庁宛売却を実施している。重要文化財7点等の売却により513百万円の図書売却収入を計上することでキャッシュフローも強化されている。

・安定した財務基盤に向けて

本学の財政基盤の安定のためには定員確保は必須であり、対策として令和4(2022)年2月に入試ワーキンググループを発足し、前年度の反省と本年度の改善に向けた課題を抽出し、隔週で検討を行い、早期に新たな施策を打てる体制に変更した。法人全体では定員確保に向けた募集活動、大学広報活動を強化し、入学者の安定確保に努めた結果、入学定員の確保は前年度から大きく改善を示し、定員充足率は91.6%と90%を超える結果となった。また、寄付金については創立55周年記念活動と連動して学内外の関係者から広く集めることに努めた結果、19百万円を計上している。

・収支バランスの確保

学納金収入の減少の中で、令和4(2022)年度も支出抑制に努めた。

特に経費については、学園全体で見直し、教育研究経費および管理経費の圧縮を実施している。また、人事制度の見直しにより俸給表と賞与の支給水準を改定し、職員では人事評価を反映した昇給、賞与制度へ移行した。更にマイカー等通勤者の通勤手当を距離に応じた非課税限度額を支給するなど各種手当を含む人事・給与制度の変更を行った。一方、教員の人事評価制度についても学長のリーダーシップの下、定着を進めている。物価高騰の影響を受け、光熱水費等など顕著に増加が発生した費目も生じたが、節電を呼びかけ圧縮に努めた。

収入面においては、学納金収入の定員確保に向けた取組によるアップに加え、令和5(2023)年度以降には介護福祉別科が完成年度を迎え収入が増加するため、長らく本学園の課題としていた経常収支の黒字化実現に向けた、取組を着々と進めている。

・外部資金の獲得

科学研究費助成事業の獲得については、前年度同様に令和4(2022)年度も各教員を対象に科学研究費助成事業獲得に向けた説明会を開催した。法人全体で積極的に獲得活動を支援すると同時に、学内においても学長裁量経費を活用し科学研究費助成事業応募を前提としたスタートアップ研究経費事業の創設などを行った。こうした取組により、前年度16件31,001千円の実績から4件4,674千円増加の20件35,675千円を獲得した。

### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度については中期計画の3年目となり、内外環境の変化の影響により当初に立てた財務計画と乖離がみられる為、経営企画室を中心に中期計画の見直しを検討すると同時に入試WGやアドミッション戦略WGの提言を活用して積極的な学生確保に向けた活動を展開し、定員充足率の改善を進め、更に収支バランスの回復を図る。

定員確保に向けては、オープンキャンパス参加者数が大きく影響を与える為、年間の参加者数に対して目標設定を行い、実施回ごとに進捗・内容を精査し、参加者の満足向上と出願率向上につなげていく。

また令和5(2023)年度からは介護福祉別科を立上げ、学生数の増加を図り、新たな収入の柱として安定した運営を行っていく。

なお、令和6(2024)年度からは看護学部設置に併せて、入学定員の見直しを行うこととしており、健康栄養学科の入学定員を10名減の70名とし、看護学科は10名増の入学定員90名で新学部の設置を計画している。

【資料5-4-1】令和5(2023)年度予算方針

【資料5-4-2】令和5(2023)年度予算書

【資料5-4-3】第3次中期計画

【資料5-4-4】第3次中期計画アクションプラン

【資料5-4-5】令和4(2022)年度中間 第3次中期計画の主要目標KPIと進捗状況

## 5-5 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

#### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪青山学園経理規程」に則して会計処理をしている。また、資産の運用に当たっては、「学校法人大阪青山学園資産運用規程」に則した資産運用を実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

経理処理に関し実務上の判断が困難な事項については、公認会計士や必要に応じて日本私学振興・共済事業団の助言を受けるなど、適切に行っている。予算の執行は、各部署で支出申請書又は支出報告書を作成し、総務部経理課に提出し、経理規程に従って承認を受けた後、執行している。(令和5(2023)年4月からは、「楽楽精算システム」を投入し、経費精算事務の効率化・合理化を進めていく。)

各部署の予算の執行にあたっては、部署ごとに予算管理者を定め予算の執行管理を行っている。予算執行者は請求書類等を総務部経理課に提出し、総務部経理課では科目、金額等を確認のうえ、業者等への支払い処理を行い、会計処理を完了させている。会計処理の結果は、「試算表及び資金収支月報」として財務担当理事を經由し理事長に報告されている。また、月次の監事監査においても予算進捗状況について、監事宛に総務部経理課より報告されている。当初予算に計上がなく、決算に大きく影響を及ぼす各種案件については、各種規程の付議手続きルールに基づき、実施前に常任理事会等で検討し、評議員会の意見を聴いて理事会で補正予算審議を行い決定している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

毎月、会計士による会計監査を実施するとともに、監事による定期的な監査も実施されている。また、監事と会計士間でのディスカッションの機会も毎年設定し、会計上の課題についての情報共有や課題是正に向けた協議も実施されている。

会計士の監査実施記録や監事監査議事録も作成しており、特に監事監査記録は経営に毎月回付されている。【資料 5-5-3】

令和4(2022)年度決算に係る監査報告書については、決算スケジュールのもと5月中に完了している。学内への周知も全教職員に向けて決算説明会という形で実施している。予算については令和5(2023)年1月及び3月に補正予算を組み、適切な財政管理・運営経営を実施している。【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】

#### (1) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

事業計画と予算編成のヒアリングは、財務担当理事を中心に常任理事会のメンバーと各執行部署の代表間で行われているが、学部長も同席し教育・研究計画の視点からも検討している。今後も中期計画、予算方針、事業計画を考慮した予算編成を進めて行く。

経費精算については、令和5(2023)年4月から「楽楽精算システム」を導入しており、事務の効率化、合理化を進めていく。当システムの導入にあたり、令和5(2023)年2月に「楽楽精算システム」の学内説明会を開催した。



- 【資料 5-5-1】 学校法人大阪青山学園経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人大阪青山学園資産運用規程
- 【資料 5-5-3】 令和 4(2022)年度監事監査議事録
- 【資料 5-5-4】 令和 4(2022)年度決算に係る監査報告書
- 【資料 5-5-5】 令和 4(2022)年度 1 次補正予算 2 次補正予算

## 【基準 5 の自己評価】

本学は、教育基本法、学校教育基本法など大学の設置運営に関する法令に沿って組織体制や諸規程を整備し、堅実に運営している。5 年後の本学のビジョンや行動指針を「第 3 次中期計画」に明示し、これを全教職員に周知して進めている。また、この計画を基に、全学的な事業計画及び予算を策定し、事業の実施状況の報告や教育情報・財務情報をホームページで公開している。

環境、人権への配慮および危機管理の体制についても規程を整備し、マニュアル等による教職員への周知徹底も図っている。

理事会は「学校法人大阪青山学園寄附行為」で規定し、年間 10 回を原則開催としつつ、必要に応じ臨時開催し、適切な意思決定がなされている。また、理事会が慎重かつ円滑に審議が行えるよう、理事会の開催に向けて、理事長をはじめ常勤の理事を中心とした常任理事会を開催し、諸課題に対して関係委員会と協力して解決の方策を議論し、理事会での迅速かつ適切な意思決定に努めている。

大学運営推進会議には学長、副学長、学部長、法人事務局長（理事）らが出席し、大学教授会の付議事項をはじめ、各委員化の動向、各学科の動向をその都度報告し、関係者で共有している。

監事の職務執行については、理事会への出席状況も極めて良好であり、経営と教育研究の両面にわたって誠実に監査業務を遂行している。

評議員も学内学外からバランスよく選任され、適切に運営されている。

法人収入の安定を図るため、定員充足に向けて取組を強化しており、令和 5(2023)年度入学者数は前年度から改善を示している。また、財務の安定性を高めるために、文化庁宛に稀覯書売却を行い、手元流動性を厚くするとともに、借入金の圧縮も進めている。

会計処理は適正に実施しており、監事における会計監査及び公認会計士による会計監査の体制を整備し、厳正な会計監査が実施されており、会計について問題はない。

以上のことから基準 5 を満たしていると評価できる。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

## 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証を組織的に行う自己点検・評価の取組みは、平成 17(2005)年 4 月の開学と同時に始まっている。学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。」と定め、目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。「大阪青山大学自己点検評価委員会」規程も同年同月に制定され、学部長を委員長とする委員会組織を整備し、その後 5 度の改定を実施している。【資料 6-1-1】

自己点検評価委員会の構成員は、副学長、各学部長、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長及び情報教育センター長に加え、各学科から選出された教員各 1 名、事務局長、その他委員長が必要と認めた者若干名とし、各部門、部署の連携が緊密にとれるような人員構成としている。

平成 29(2017)年には日本高等教育評価機構による認証評価(第二サイクル)を受審し適格認定を得た。その後、平成 31(2019)年からは毎年度自己点検・評価活動の一環として自己点検評価報告書を作成している。

自己点検評価委員会を中心とする恒常的継続的な PDCA サイクルを機能的に成立させることが肝要である。具体的な取組みとしては、毎年度作成する「事業報告書」及び「事業計画書」を活用して、事業計画に基づく各部門の実施状況を確認するとともに、定期的に「自己点検評価報告書」を更新作成し、本委員会において認証評価基準に照らし合わせた本学園の取組状況を分析、評価していくことである。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

平成 29(2017)年度以降の事業計画書には、各項目の記述をする際に、その内容に対応する認証評価基準の項目をあわせて記載しておくことを求め、各担当部署それぞれが事業計画においてつねに自己点検・評価活動に結びつく PDCA サイクルを念頭に置いたとらえ方を促している。「事業計画書」「事業報告書」は公式ホームページ上に公開し、つねに外部から閲覧可能な形を整えており、「自己点検評価報告書」も定期的に学内整備に努めている。令和 4(2022)年度においては、事業計画書に基づいて、個々の事業内容について本員会の構成員が中心となって各部局、各学科、各種委員会の自己点検を行い、そのエビデンスとして自己点検評価書を認証評価の基準項目に従ってとりまとめ、内部質保証の結果として公表する予定である。従って、内部質保証のための組織整備、責任体制には問題ないと言える。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学の内部質保証については自己点検評価委員会を中心に実施しているが、より

実質的な教育研究活動等の質を維持、向上をさせるためには、すべての科目、教育課程および機関自ら継続的に点検及び評価を行う必要がある。このためには、大学全体として学部・学科、事務局および委員会と連携した多角的な視点からの取組みが不可欠である。また自己点検及び評価に伴う改善を確実に実施するためには、学長を中心とした恒常的な全学的な体制が必要であり、令和5(2023)年度において新たな組織を整える予定である。

【資料 6-1-1】 大阪青山大学自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-2】 令和4(2022)年度事業報告書 (大学公式ホームページ URL)

<https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/8eee9047ecab96e3e93dfb64864c42bd.pdf>

【資料 6-1-3】 令和5(2023)年度事業計画書 (大学公式 HP URL)

[https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/Plan\\_2022.pdf](https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/Plan_2022.pdf)

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検評価委員会によって日本高等教育評価機構の認証評価における「基準」と「基準項目」に沿った形で自己点検・評価を行う体制を構築している。前述のとおり、令和4(2022)年度について自己点検評価報告書を作成した(本書)。

自己点検評価委員会においては年度ごとにその前年度の「事業報告書」の内容について情報共有している。審議の結果は学長に報告され、学長は必要に応じて各学科各部署に対し必要な指示を発する。

### ○アセスメント・ポリシー

令和3(2021)年度については学長の指示により「アセスメント・ポリシー」の策定に向けた検討を行ったが、素案の提示にとどまっていた。令和(2022)4年度の自己点検評価委員会において、引き続きアセスメント・ポリシーの趣旨およびアセスメント項目についての審議を行った。令和5(2023)年3月に本学におけるアセスメント・ポリシーの基本的な考え方、評価指針および学生及び教学に関するアセスメントの実施及び検証・評価についてまとめると共に、アセスメント項目について精査した。アセスメント・ポリシーを令和5(2023)年4月1日に本学ホームページにおいて公開するとともに、学内外に必要な情報を提供することにより、教育研究活動の充実を図っていくこととしている。今後アセスメ

ント項目については、それぞれの到達目標を定め、学内および学外者の客観的な評価を基に、実施者による改善計画の策定および目標値に到達するための計画立案を行うことによって、教育の質の改善・改革につなげていく予定である。【資料 6-2-1】

#### ○情報の公開及び開示に関する規程の作成

情報公開に関する規程として、「学校法人大阪青山学園情報公開規程」が制定されている（平成 20（2008）年 7 月 18 日）。本規程は情報公開に関して基本的な事項を定めたものであるが、財務情報を中心としているため、これを改めることとした。令和 4（2022）年 6 月に設置した情報公開プロジェクトにおいて継続して検討を行い、現状に適応した「学校法人大阪青山学園 情報の公開及び開示に関する規程」を令和（2023）5 年 4 月 1 日新たに制定した。本規程においては、財務情報以外の教員情報を加えることとし、本学が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めている。法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たしていくための学内ルールが、ここに整備されている。【資料 6-2-2】

#### ○学びの質保証

本学においては、令和 5（2023）年 4 月 1 日にアセスメント・ポリシーを策定し、教育の質を保証するために必要なアセスメント項目を公表した。これらの項目は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、更にディプロマ・ポリシーの到達状況をアセスメントできるように整理し、更に機関（大学全体）、教育課程（学部・学科）、授業科目（科目）別に細かく指標を設定している。既に各項目は実施されているが、単にデータ・アンケートの収集レベルにとどまっているものもあるため、必ずしも全てのデータが教育の質保証に十分利用されていない。今後は、改めてアセスメント・ポリシーに沿った事項として順次整理し、それぞれの活動についてアセスメント指標として点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、教育の質を自ら保証する予定である。

#### ○教職課程の自己点検・評価

教育職員免許法施行規則の改正に伴い、令和 4（2022）年度から教職課程自己点検評価の実施が義務化され、本学においても教職課程運営委員会において自己点検が行われ、令和 4（2022）年度教職課程自己点検評価報告書の作成が進められた。本学においては、建学の精神に則り、その使命・目的を果たすため、子ども教育学部子ども教育学科では「小学校教諭一種課程」「幼稚園教諭一種課程」、健康科学部健康栄養学科では「栄養教諭一種課程」を設置している。各学科では、それぞれ「教育と福祉の連携・結合」、「人間栄養学の実践指導者」を教育課程の目的とし、教育現場における今日的な課題に対応できる教員養成に努めている。本学の教職課程の継続・発展させるため現在取り組んでいる課題「学生の確保・育成」、「キャリア支援」、教職課程カリキュラム「地域連携」については、一定の成果を上げており、教育課程の充実・改善に関する不断の見直しを行っている。これらの

結果については、令和4(2022)年度教職課程自己点検評価報告書としてまとめると共に、令和5(2023)年3月に本学ホームページに公開している。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価における客観的データの活用については、日本高等教育評価機構によって示されている「エビデンス集」の各項目に沿ったデータ作成、蓄積を推進している。また、令和3(2021)年度からは経営企画室においてIR活動を推進する体制を整え、大学・附属幼稚園それぞれの運営において把握できる種々のデータを収集・集積して、分析するための体制が強化された。具体的な令和4(2022)年度のIR活動としては、「学生生活・意識調査分析」「入学者分析」「卒業生アンケート分析」「就職先アンケート分析」「授業アンケート分析」「青山幼稚園保護者アンケート分析」等があり、これらは必要に応じ理事会等を通じ経営企画室より内容報告されている。また、前年度から引続き「学園ダッシュボード」を定期的に作成報告し、法人IRに係る主要指標を経営企画室より理事会に報告している。

#### 【資料6-2-3】

こうした経営企画室による大学IRに関する一連の活動は、「学校法人大阪青山学園IR規程」、更に「学校法人大阪青山学園IR事務マニュアル」に基づき体制整備されており、具体的な活動は「令和4(2022)年度IR方針」に基づき、実施されている。【資料6-2-4】【資料6-2-5】【資料6-2-6】

### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

学内外への公表体制は整備されたといえるが、公表そのものが目的ではないという意識を共有していくことが肝要である。公表する以上は、それを閲覧するステークホルダー、あるいは一般の市民の方々からの意見を十分に受け止め、必要であれば説明責任を果たすことも大変重要な責務だといえる。こうした側面については、マスコミ対応も含めて組織的な備えが大切であり、広報室を設けるとともに、「大阪青山学園事務分掌規程」に、その事務分掌を定め、適切に実施している。【資料6-2-7】

#### 【資料6-2-1】 アセスメント・ポリシー

[https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/AP\\_2023.pdf](https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/AP_2023.pdf)

#### 【資料6-2-2】 学校法人大阪青山学園「情報の公開及び開示に関する規程」

#### 【資料6-2-3】 学園ダッシュボード（令和5(2023)年2月号）

#### 【資料6-2-4】 学校法人大阪青山学園IR規程

#### 【資料6-2-5】 学校法人大阪青山学園IR事務マニュアル

#### 【資料6-2-6】 令和4(2022)年度IR方針

#### 【資料6-2-7】 大阪青山学園事務分掌規程（第2章法人事務第2の2）

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの

## 確立とその機能性

### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの 確立とその機能性

自己点検評価委員会の構成員は、副学長、各学部長、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長及び情報教育センター長に加え、各学科から選出された教授 1 名、事務局長、その他委員長が必要と認めた者若干名とし、各部門、部署の連携が緊密に取れるような人員構成としている。自己点検評価委員会では、平成 29(2017)年度の日本高等教育評価機構による認証評価における指摘 63 事項を踏まえた議論が継続的に行われている。前述のとおり、令和 2(2020)年度からは「自己点検評価書」を毎年度計画的に作成する体制が作られ、日本高等教育評価機構の「基準」と「基準項目」にそった自己点検・評価体制が一層強化されている。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の PDCA サイクルの仕組みは機能しているといえるが、その活動の根本原則としての「アセスメント・ポリシー」については、令和 4(2022)年度に整備すべく準備を進め、令和 5(2023)年 3 月にアセスメント・ポリシーの基本的な考え方、評価指針および学生及び教学に関するアセスメントの実施及び検証・評価についてまとめると共に、必要なアセスメント項目について精査し、公表した。

#### ○PDCA サイクルの仕組みの整備

大阪青山大学においては、専門的職業人の養成という使命に基づき、「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」というビジョンを設定し、そのビジョンを基に第 3 次中期計画（令和 3(2021)年 4 月～令和 8(2026)年 3 月）を策定し、経営企画室において、各学部・学科・部局が設定した目標・計画・各年度の KPI について、年度ごとに計画・実行・見直し・改善の PDCA サイクルを実施し、半年ごとに目標達成に向けての取組み状況を確認している。教員研究等に関する主な取組みとして、入学定員の確保、教育改革の実現、DX・ICT 化を含む教育環境の整備、学生・保護者の満足度の向上、キャリア支援体制の充実、with コロナ/after コロナへの対応を掲げている。これらを基本として、中期計画を実行し、自己点検・評価に基づき大学としての社会に対する教育研究活動の質の保証に努めている。

学生及び教学に関するアセスメントの実施及び検証・評価について、必要なアセスメント項目について精査し、令和 5(2023)年 4 月 1 日に公表した。学内外に必要な情報を提供することにより、教育研究活動の充実を図っている。現在定期的実施している学生及び教学に関する情報の収集は、アセスメント・ポリシーに則り行われているが、現

状の把握に限られている。今後それぞれの到達目標を定め、学内および学外者の客観的な評価を基に、実施者による改善計画の策定および目標値に到達するための計画立案を行うことによって、教育の質の改善・改革につなげる予定である。

#### **【基準 6 の自己評価】**

本学の内部質保証としての自己点検評価体制は、大学の使命、目的に即して自主的自立かつ公正性を十分保った形となっている。また、データに基づいた透明性の高い評価を実施しており、学内での結果共有、学外への公表についても誠実に行っている。

IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析については「経営企画室」によって推進され、そこにおいて情報共有およびデータから浮かび上がる諸問題の検討を進めている。令和 4(2022)年度は「学生生活・意識調査分析」「入学者分析」「卒業生アンケート分析」「就職先アンケート分析」「授業アンケート分析」「青山幼稚園保護者アンケート分析」等を実施するとともに経営に経営企画室より内容報告されている。また、「学園ダッシュボード」を定期的に作成報告し、法人 IR に係る主要指標を経営企画室より理事会や大学運営推進会議に適切に報告されている。

### **IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価**

#### **基準 A. 地域連携・地域貢献**

##### **A-1 様々な活動を通じた教育・研究資源の提供**

##### **A-1-① 市町村や団体との連携活動**

##### **A-1-② 公開講座の提供などによる地域住民への貢献**

##### **A-1-③ 高大連携取組による相互の教育の充実と発展**

##### **(1) A-1 の自己判定**

基準項目 A-1 を満たしている。

##### **(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **A-1-① 市町村や団体との連携活動**

「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に基づき、本学では近隣の 3 市（箕面市、池田市、川西市）と包括連携協定を締結し、各種連携活動を通じて地域住民や行政等に本学の教育資産を還元している。同時にそれらの活動は、学生の能動的な学びの場としても機能しており、教育分野における専門的知識の修得だけではなく、豊かな人間性の育成に繋がっている。

##### **1. 箕面市との連携**

平成 17 (2005) 年 11 月に包括連携協定を締結した箕面市とは、教育や子育て支援、まちづくり等の分野で連携活動を行っている。令和 4 (2022) 年 2 月には箕面市教育委員会と「保育・幼児教育の質の向上に係る連携協力に関する協定書」を締結した。これにより本学教員による箕面市内の幼児教員への講習会がスタートし、箕面市及び箕面市教育委員会に対し、幼児教育に関わる人材(教員や指導者など)の育成に協力している。この講習会は今後も定期的開催される予定である。

また下記連携活動は従前から継続して実施しており、令和 4 (2022) 年度も継続しているものである。

- (1) 女子ソフトボール部員による箕面駅周辺の清掃活動等のボランティア活動と、箕面消防本部学生消防隊「MATOY」の活動等
- (2) 教員による「箕面市生涯学習審議会委員」への継続就任
- (3) 理事長による「メイプル文化財団評議員」への継続就任
- (4) 職員による「メイプル文化財団企画運営委員」への継続就任
- (5) 学生による放課後見守り教育への参加や近隣小、中学校へのクラブ活動の指導

## 2. 川西市との連携

本学北摂キャンパスが所在する川西市とは平成 20 (2008) 年 4 月に包括連携協定を締結している。地元名産品、特産品を使用した商品開発を行い、実店舗にて販売を行っている。また、川西市が推進する食育計画に沿って健康栄養学科の学生が開発したレシピを市のホームページに掲載するなど、食を中心とした連携活動を行っている。

### 【資料 A-1-1】

また、地域住民への研究施設の開放も行っている。令和 4 (2022) 年 4 月 2 日(土)、北摂キャンパスに植樹している桜を地域住民が観覧できるよう、「桜まつり」と称した花見企画を行った。グラウンドでは模擬店や本学女子ソフトボール部による子ども向けのバッティングコーチ、博物館においては所蔵品の展示と主任学芸員による解説、体育館においてはピアノのミニコンサートや親子向けの体操教室を開くなどした。開催にあたっては地元のコミュニティや自治会等、5 団体と協力し、ステージパフォーマンスを行うなど地域住民との一体化が図れるものであった。【資料 A-1-2】

また川西市内北摂キャンパスにある本学附属博物館の主任学芸員は、市内の公民館において講座を継続的に行っている。【資料 A-1-3】

## 3. 池田市との連携

池田市と本学は、平成 20 (2008) 年 2 月に包括連携協定を締結している。令和 4 (2022) 年度の主な連携活動は以下の通りである。池田市健康増進課が市民に対して離乳食講習を開催しているが、回数と参加人数に制限があり、実際に受講できる人はわずかしかない現状である。これを補うため、本学健康栄養学科の教員と学生が、市の講習会の内容をもとにした動画を配信して、多くの市民の皆様に受講してもらえるようにすることを提案し、市と協議しながら動画を作成した。令和 4 (2022) 年 4 月より本学ホームページにおいて配信している。【資料 A-1-4】

## 4. 本学と近隣 3 市にまたがる共通の連携活動



各市個別での連携活動については上記の通りであるが、子ども教育学部においては本学と3市合同の連携活動及び同窓生へのリカレント教育として、大阪青山大学子ども教育学部子ども教育学科研修会「大阪青山大学からはじめる学び合い」を開始した。これは保育・教育関係職に従事する本学卒業生、包括連携協定市（箕面市、川西市、池田市）、の教員・保育士、一般の教師・保育士、本学在学学生、高校生を対象としたものであり、現在の教育上の諸課題の認識を高め、指導力向上を図る研修を提供することを趣旨とするものである。【資料 A-1-5】

#### 5. プロスポーツチームとの連携を通じた活動

学びを活かして地域に貢献する活動の一環として、本学園ではプロサッカーチームのガンバ大阪とオフィシャルパートナー契約を締結している。研究グループによる選手の栄養・食生活調査や身体調査に始まり、ホームゲーム（吹田市）開催時のイベントブース出店などの活動を行っている。令和4（2022）年度の具体的活動については以下の通りである。

実施日	企画名	内容
6月18日	冷たいポタージュの販売及びSATシステムによる食事相談	「夏に足りない栄養を補う」をコンセプトに、冷たいポタージュスープを開発し販売
10月29日	オリジナルパンとスープの販売及び体組成測定	緑黄色野菜とカボチャのパウンドケーキを開発・販売
9月18日	ジュニアユースチーム生徒の体組成測定	ジュニアユースチームの生徒に対し、健康栄養学科の教員と学生が体組成測定を実施
6月3日、 10月25日	青山幼稚園でサッカー教室	ガンバ大阪コーチ陣によるサッカー教室を同幼稚園園庭で実施

令和4（2022）年10月、サントリーホールディングス(株)が運営するVリーグ所属のバレーボールチームである、サントリーサンバーズとパートナーシップ契約を締結した。選手10名に測定機器を装着してもらい、健康栄養学科の教員と学生が選手の運動能力の測定を行った。両組織の価値の向上並びに教学活動、チーム活動を通じた両者のイメージの向上等を実現することを目的に、今後もさまざまな連携活動を展開していく予定である。

【資料 A-1-1】川西市ホームページ「おとなも子どもも食と育つ」

[https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi\\_kaigo/iryu\\_kenshin/syokuiku/1015259/1015261.html](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi_kaigo/iryu_kenshin/syokuiku/1015259/1015261.html)

【資料 A-1-2】 第 1 回桜まつりパンフレット

【資料 A-1-3】 (株)自然総研主催「近代皇室ゆかりのお品」鑑賞と展示解説募集チラシ

【資料 A-1-4】 大阪青山大学ホームページ

[https://www.osaka-aoyama.ac.jp/faculty/health\\_nutrition/movie/](https://www.osaka-aoyama.ac.jp/faculty/health_nutrition/movie/)

【資料 A-1-5】 令和 4 (2022) 年度大阪青山大学子ども教育学科主催研修会「大阪青山大学からはじめる学び合い」実施要領

### A-1-② 公開講座などの実施による地域住民への貢献

本学の教育・研究活動を地域社会に還元するとともに、地域のニーズを掘り起こすことで地域と共に発展することを目的として様々な公開講座を実施している。

#### 1. 公開講座（連携講座）【資料 A-1-6】

連携先	講座名
東急不動産(株)（「みのおキューズモール」）	親子で楽しいクッキング
大阪府HNSネット（大阪府教育委員会）	「幸齢」な自分らしい暮らし方
東急不動産(株)（「みのおキューズモール」）	イキイキ健康講座「寝たきりにならないための健康教室」
(株) 自然総研	東洋医学を生活の一部に

#### 2. 公開講座（講師派遣協力）【資料 A-1-7】

出講先	講座名
箕面市メイプル文化財団 「箕面市シニア塾」	シニアのための栄養講座
池田市教育委員会「主婦の勉強室」	東洋医学を生活の一部に
箕面市教育委員会	自己肯定を育てる運動あそび

#### 3. 公開講座（大阪青山塾 社会人教養講座）

令和 4 (2022) 年は大阪青山学園創立 55 周年となる年度であり、公開講座の特別企画として連続講座を実施した。従来の単発型の公開講座より、更に深い学びの場を提供することを目的としたものである。この企画は「大阪青山塾社会人教養講座」という名称とし、令和 4 (2022) 年後期の 6 か月間で 10 種類の講座を各 4 ないし 5 回の連続講座として実施した。【資料 A-1-8】

人生 100 年時代を健康に楽しむために、というテーマで提供した 10 種類の講座には、シニア世代を中心にのべ 81 名の参加者があった。受講者アンケートでは、受講者の約 90%以上が講座内容に満足（5 段階評価中 4 以上）との回答を得ている。【資料 A-1-9】

#### 4. 公開シンポジウムの実施

本学における教員の研究成果を地域一般の方への公開の場として、公開シンポジウムを実施した。「大阪青山大学とは」と題し、本学の現状と展望に加え、最近の教育研究に関する成果の一端を紹介した。これは、地域との新たな連携や既存の連携活動を更に活性化することを目的としている。【資料 A-1-10】

#### 5. 大阪青山大学子ども教育学部主催「第 1 回定期演奏会」【資料 A-1-11】

子ども教育学部子ども教育学科独自の専門性を活かした地域貢献活動として、箕面市立メイプルホール大ホールにて、第 1 回定期演奏会を実施した（後援：箕面市・箕面市教育委員会、箕面市メイプル文化財団）。演奏会は在学生の学修成果の発表の場であると同時に、教職員の演奏や歌の披露、曲や作曲家等の歴史的背景を解説するなどし、来場者にとっては憩いの場となっただけではなく、本学が目指す音楽教育の一端を知る機会となり、また知識を得ることができるものであった。

【資料 A-1-6】 公開講座（連携講座）実施一覧

【資料 A-1-7】 公開講座（講師派遣協力）実施一覧

【資料 A-1-8】 公開講座（大阪青山塾 社会人教養講座）募集チラシ

【資料 A-1-9】 公開講座（大阪青山塾 社会人教養講座）受講者アンケート集計

【資料 A-1-10】 公開シンポジウムパンフレット

【資料 A-1-11】 大阪青山大学子ども教育学部主催「第 1 回定期演奏会」パンフレット

### A-1-③ 高大連携事業の実施

学生を高校から大学へ円滑に移行させるための高大連携事業として、本学では高大連携室が中心となり、高校向けに出張講義や大学内で行う模擬授業体験などの各種連携事業を行っている。また高校生が参加できる各種体験プログラムも企画し実施している。これらの活動を通じて本学の有する教育資源の提供を行っている。令和 4（2022）年度に実施した企画は以下の通りである。【資料 A-1-12】

1. 本学「キャンパス見学会」の実施
2. 教員「出張講義」の実施
3. 「基礎セミナー」の実施
4. 「夢活応援セミナー」の実施

#### 5. 「イブニングアカデミア」の実施

これらの企画については、日程や時間あるいは実施場所（本学で実施または高校、外部イベント会場）に配慮し、幅広いパターンでの企画提供としている。これは高校生にとって、少しでも参加しやすい機会を広く提供することを目的としている。

#### 【資料 A-1-12】 高大連携実施企画一覧

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、コロナ禍の影響が継続している現在においても公開講座や学生・教員による地域活動、さらに自治体等からの依頼・要請に応えた催し参画など、様々な地域貢献活動を展開している。令和4(2022)年4月には、経営企画室地域連携課から発展的に改組した「地域連携・SDGs推進センター」を発足させ、本学の教育研究資源の地域還元をさらに推進することとした。「輝く未来へ、繋がる教育」と制定しているタグラインが示すとおり、学生が専門的分野またはそれ以外の分野においても様々な経験を積み、社会貢献できる人材となるべく後押しできる環境作りに取り組み、継続して活動を活性化させる検討を続けている。

#### 【基準 A の自己評価】

本学の建学の精神の中で、本学の使命は「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」ことであると定めている。上記に述べた通り地域行政、スポーツチームをはじめとする民間企業、高等学校等と様々な連携活動を行っている。また、一般の地域住民の方々への知の還元の手段として公開講座や公開シンポジウム、定期演奏会、大学施設の開放や周辺自治会との合同企画を行う等、地域に開かれた大学であり続けている。

以上のことから、地域に根差す小規模大学として、独自性のある地域貢献活動や地域住民に対する本学保有の教育・研究資源提供は、十分に実現できていると評価できる。

以上